

---

平成25年 第12回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 日)

平成25年 6 月 16 日 (日曜日)

---

議事日程 (第 2 号)

平成25年 6 月 16 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（12名）

1番	平田 信將	2番	黒木 徳勝
3番	後藤 晴一	4番	平山 賢治
5番	山田 英敏	6番	林 威範
7番	安丸眞一郎	8番	花等 順子
9番	平田 一成	10番	森田 勝典
11番	山内 剛	12番	長野 正明

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 今村 敏則

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	佐藤 嘉洋
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	山本 浩
税務課長	……………	東 義一	健康福祉課長	……………	渡邊 康弘
企画財政課長	……………	久次 桂二	産業課長	……………	矢野 孝一
建設課長	……………	重松 俊一	学校教育課長	……………	大浦 克司
会計課長	……………	須山りつ子	生涯学習課長	……………	福永 康雄
住民課長	……………	川原 久明	総務課主幹	……………	高良 朝子
総務企画係長	……………	田中 豊和	財政係長	……………	平田 栄一
監査委員	……………	棚町 和幸			

---

開議 午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さんおはようございます。本日の休日議会には、たくさんの町民の皆さんに傍聴に来ていただきましてありがとうございます。

ただいまから平成25年第12回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（長野 正明） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております3番、後藤晴一議員、中央演壇からお願いいたします。再質問については発言席よりお願いいたします。

#### **3番 後藤 晴一議員 質問事項**

##### **1. 行政機構改革について**

##### **2. 町民との協働のまちづくり推進について**

○議員（3番 後藤 晴一） 皆さん、おはようございます。3番、後藤晴一でございます。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

さて、本日の御質問事項でございますが、1項目が行政機構改革についてでございます。2項目目が町民との協働のまちづくり推進についての、2項目の質問をさせていただきます。

さて、1項目の行政機構改革について、町長にお尋ねいたします。

これは広報の5月号にも示されておりますが、25年度の行政組織は10名の職員の退職と4名の新規職員を迎えての新体制でスタートされたばかりでございます。町長もこのことを「職員数は減少しましたが、住民サービスのさらなる向上に全職員が一丸となって取り組んでまいります。さらには、新たな施策展開に的確に対応できる簡素で合理的な組織の構築に今後も取り組んでまいります」と決意されております。

早速、4月1日から機構改革により課、係の一部の見直しが行われております。

さらには、今定例会におきましても、7月1日付での機構改革実施に向けて条例の一部改正について議案提出がなされ、審議中でもあります。

私も、平成25年度の行政組織は、今日までの施策施行の中核を担ってこられたベテラン職員の方々が定年退職され、それをつないでいく現職体制が新たな多種多様化する行政ニーズに対応していくための組織を構築するための改革初年度にあたるのではないかと考えております。もち

ろん、このために人材育成と能力開発のため職員の方々の内部研修、派遣研修、視察研修や機構改革の準備に取り組みがなされてきたものと考えます。

そこで、1点目の質問でございますが、このたびの改革については町長の決意はわかりますが、どのような課題をもって実施されたのか、お考えをお示しいただきたいと思います。

次に、2点目の質問は23年度に事業費1,500万円で、決算ではちょっと下回ったと思いますが、業務改善、システム改善支援業務をコンサルティング委託実施されました。この委託業務は、町が改善すべき業務、効率化すべき業務の整理、組織のスリム化に向けての中長期的な将来展望を踏まえて委託実施されたものと理解いたしております。その結果報告が、機構改革にどうつながっているのか、これらの観点から、今回の機構改革についてお尋ねするものです。

次に、3点目は、町長はこれまで健全財政の推進の中で保育園の民営化、学校給食調理の嘱託職員の登用、職員の採用抑制など行政のスリム化に向けて実施されてきました。もちろん、先を見越した計画ある健全な財政運営は最も重要なものと私も理解しております。その結果は、数値的にも見受けられます。しかし、町民の皆様にとりましては、福祉のサービスの向上、安全な居住環境の整備であり、安心してこの町に住み続けたいとの考えは当然であり、バランスのとれた行政施策の運営が展開されなければなりません。

今日の厳しい世界経済状況の中で、住民ニーズも多種多様化していくものと考えます。ますます行政施策の基盤である行政組織は重責を担うこととなります。このことから、今後の職員定数、機構組織のあり方については重要な事項であります。町長の基本的なお考えをお尋ねするものです。

次に、2項目めでございますが、町民との協働のまちづくり推進について、町長にお尋ねいたします。

町長の協働のまちづくりにつきましては、第4次大刀洗町総合計画、いわゆる2009年から2018年の10年間の総合計画が策定されておりますが、その中の第7章、自立可能な町政の転換の第一節、協働のまちづくりとして示されております。

この協働のまちづくりは、国の三位一体の改革、いわゆる小泉政権時代のいわゆる地方交付税と国庫補助金の削減、地方への税源移譲が打ち出され、地方自治の運営がますます難しくなる。この財政難により、行政サービスにも限界が出てくる。財政難を乗り切る一つの手段として、町民と行政がそれぞれの役割を担い、ともに連携しまちづくりを行う、いわゆる協働のまちづくりへの移行が持ち上がりました。これは、財源の削減ではなく、限りある財源を有効に活用するということと私は思っております。

また、町村合併による行政改革も模索されてきましたが、大刀洗町は平成16年住民投票の結果、自立の町を選択したことであります。町長は、1期目、21年1月の御着任でございます

ので、先ほど紹介しました総合計画も同時期の策定でありまして、協働のまちづくりについては施策に対する決意も十分伺えます。

さらに、22年3月の定例会所信表明で、地域コミュニティの活性化を図るため、各校区センターに職員を配置し、各校区センターの管理運営業務に従事させるとともに、まちづくり活動について団体や町民の自主的な地域活動を支援、育成していく仕組みづくりに取り組んでいると。さらに、地域づくりに関して住民自治の観点から、地域のことは地域が責任と権限をもって決定していくことが望ましいと考えており、今後地域のことを地域で決定できるような仕組みづくりを支援していく。さらに、地域づくりのあり方について、町の考え方を一方的に押しつけるのではなく、みずからの地域のあり方はみずから十分論議することが重要であり、校区センター配置職員を中心に、地域の方々がみずから地域のあり方を論議できるまちづくりを進めていくと表明されております。

これまで、地域づくり事業として、いわゆる校区センターを中心としたコミュニティの推進、津屋崎ブランチ派遣事業の人材育成、NPOとの協働事業である大刀洗ブランチ事業、さくら市場事業等が推移されているところであります。

本年3月の定例議会、いわゆる25年度の施策施行・予算編成にあたっての所信表明でも、地域づくり関係で述べられております。現在まで取り組んできたNPO法人との協働事業や情報発信の成果を踏まえ、今後はより、いわゆる校区の活動が活性化するように支援を強化してまいりますと、こう述べられております。また、役場内の体制づくりを進め、地域協働の推進を図ってまいります。表明されております。

そこで、1問目の質問ですが、地域コミュニティの推進事業としての、これまでの各校区センターの取り組みの成果をどう評価されているのか、今後の推進施策をどう考えられるのかをお尋ねいたします。

次に、2問目の質問をさせていただきます。

総務省が平成21年度から制定した制度を活用し、25年度から大刀洗町地域おこし協力隊が発足いたしました。この活動の狙いと内容をお聞きするわけでございますが、まず総務省の制度制定の趣旨、事業概要と、大刀洗でこの事業を発足した狙いをお尋ねいたします。

3月の主要施策の説明も受けたわけでございますが、総務省が地域協力活動の例として、地域おこしの支援として地域行事、伝統芸能等のコミュニティ活動の応援、都市との交流事業実施等々が事業例として挙げてありました。また、ネットによる大刀洗町の地域協力隊の職員募集要項によりますと、地域活動は地域おこしの支援活動、住民の生活支援活動、その他町長が必要と認めた活動、そして注釈として主に校区センターを中心とするコミュニティ活動を支援を担うと示されておりました。

これは、24年度まで実施のNPO法人地域交流センター委託事業、いわゆるこのNPO法人との協働事業とは今回の地域おこし協力隊の中身は必然的に変わってくるのではないかというふうに考えております。

25年度は、総務省の制度に沿って嘱託職員2人を雇用し、いわゆる大刀洗町の組織構成の職員として、校区センターを中心とするコミュニティ活動の支援が業務となることと考えております。そこで、この事業の基本となる目的、推進方策を示す地域おこし協力隊の設置要項、これが整理されているかどうかをお尋ねするものです。

第1回目の質問はこれで終わりますが、答弁をいただいた後、補足質問は発言席よりさせていただきます。

○議長（長野 正明） 後藤議員の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、後藤議員の質問にお答えをいたします。

まず最初の、行政機構改革について、1番目の質問でございますが、平成25年度の機構改革について、改革の課題と実施内容はということであります。

本年4月1日付で、係の統合を実施しておりまして、大刀洗町庶務規定の一部を改正しているところでございます。この4月1日での係の統合は、限られた職員で住民サービスを低下させることなく各種事業を実施していくことと、本来所管すべき係へ事務文書の規定を整理することを目的として行ったものでございます。

本定例会へ提出しました大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例案については、町長部局の課の名称変更にかかるもので、企画財政課を廃し、地域振興課を設置するものでございます。内容としては、総務課に秘書係、総務企画係、財政係を。地域振興課に自治振興係、消防防災安全係、電算管理係を設置し、住民課国保医療系の事務を健康福祉課へ移管し、健康福祉課子育て支援係の事務を教育委員会へ委任することとしております。

今回の機構改革による狙いの一つは、なお一層の地域コミュニティの強化を図るものでございます。自治振興係については、今まで地域づくり係が実施してまいった取り組みと、昔ながらの地縁組織を一体的に所管することにより、行政区長をはじめ地域の方々との連携を深めながら、地域の自主性を高めてまいりたいと考えております。

消防防災安全係については、所管業務である地域の安全安心、防災や消防団といったものは、地域と密接な関係にございます。昨年7月に発生した九州北部豪雨災害におきましては、町内にも大きな被害をもたらしましたが、地域の皆様や地元消防団の方々をはじめ、多くの方々の御理解と御協力により幸いにして人的被害という最悪の事態を免れることができました。

消防団や小学校区に設置してある自主防災組織、また要援護者見守りネットワークなど、いずれも地域の皆様の御理解と御協力なしでは成立しないものでございまして、今回、地域振興課に

消防防災安全係を設置することにより、地域との連携強化と意思決定の迅速化を図りたいと考えております。

電算管理係については、当町では大手通信事業会社による高速ブロードバンド、いわゆる光インターネットのサービス提供が行われておりません。今後、光インターネットの整備を進めるためには、地元地権者の方々の御理解や御協力はもちろんですが、町民の皆様の光回線加入への御理解が必要でございます。また、町内への企業誘致を進める上でも光インターネットの環境整備は必須でありますし、今回、地域振興課に事務を移管し、まちづくりの一環として情報インフラ整備を推進するものでございます。

次に、健康福祉課に国保医療係を移管するのは、今後さらに町民の健康づくりを推進していくためには、健康支援係、福祉係と国保医療係の連携が必要不可欠であると判断したからでございます。国保医療係では所管事務の対象者が、主に国民健康保険加入者になりますが、国保以外の社会保険に加入してある方も、いずれは国保に加入することになります。今回、健康福祉課に国保医療係を設置することは、国民の健康管理を行う上で一貫した体制整備が有効であると考えたからでありまして、そのことがひいては医療費の適正化、国保会計の安定的な経営につながるものと期待しているところでございます。

また、国においては高齢者ができる限り住みなれた家庭や地域で療養することができるようQOL、いわゆるクオリティ・オブ・ライフを高める取り組みとして、在宅医療あるいは在宅介護を推進しているところですが、そのためには医療介護、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスを一体的に提供することが重要であるとしております。そうしたことから、当町においても地域包括支援センターを含め、関連する係、業務を一つの課に集約することで在宅医療、在宅介護を支える体制を整備していけたらと期待しているところでございます。

さらに、今回の機構改革にあわせて健康福祉課子育て支援係の事務を教育委員会へ委任することとしております。この事務の委任は、未就学児から中学校卒業までの子育てを一体的に支援していくことを目的としております。私のマニフェストである2015年への羅針盤にも記載し、有権者の皆様にもお約束しました子育て支援と教育環境の充実に向けた取り組みの一つとして、教育委員会の御理解と御協力のもと実施するものでございます。

以上、述べましたように、今回の機構改革を通じて、自立したまちづくりをさらに推し進めてまいりたい所存でございますので、議員の皆様におかれましてもよろしく御理解と御協力のほどお願いいたします。

次に、2番目の2点目ですね、業務改善、システム改善支援業務コンサルティング提案委託結果とのつながりについては答弁いたします。

大刀洗町については、行政経験が長く、町行政の中核を担ってきた行政経験が長く、地域との



かかわりの深いベテラン職員について、今後大量退職が予想されることから、ベテラン職員の知見を継承するとともに、町が改善、効率化すべき業務を整理し、採用抑制に伴う組織のスリム化に対応することが早急に求められる。そういう状況にございまして、これらの課題に迅速かつ中長期的に対応すべく、平成23年度に業務改善、システム改善支援業務について業者委託したところでございます。

受託したコンサルティング事業者からは、2つの提案報告書が提出されております。1つは、情報システムの改善に関するもの、もう一つは情報システム以外の業務改善に関するものでございます。後者の業務改善に関する提案報告書には、組織機構の改善すべき事項として、分野ごとの人材育成にあわせて係を再編成することや、隣接分野間での協議の体制を強化することなどが提案されてございまして、そうした考え方を生かす形で今回の行政機構改革を提案しているところでございます。住民福祉への取り組みを点から線へ、線から面へと連続した仕事として割り当てることによって、きめ細やかな住民への対応や職員の能力開発がなされるものと、新しい体制に期待しているところでございます。

また、システム改善の提案報告書は、このたびの庁舎内ネットワーク統合及び端末装置の更新による業務の効率化や、ファシリティマネジメントに基づく各種施設の計画的保全を支援するデータベース化の取り組みにつながっております。業務改善、システム改善は、住民福祉の増進に資すべく、今後も普段の取り組みとして継続して取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様におかれましても今後も行政の改革改善に御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、3番目ですね、3点目、健全財政の推進の中で組織のスリム化が実施されてきたが、今後の職員定数や組織機構の基本的な考え方はについて答弁いたします。

まず、職員の定数については、本年4月1日現在の正規職員数は83人でございます。実際のところ教育委員会を含む一般事務に従事する職員は、平成20年度の84人に対し、今年度は82人と大きく減少はしてはおりませんが、当時との大きな違いは保育士、調理員からの職種変更職員を含んだ数字であるということでございます。また、私の就任当時の職員数は105人でございましたが、これと比べると22人、率でいいますと約21%の減少でございまして、率直な感想としては限界に近づいてきたかなと感じているところでございます。これ以上、職員を削減していくというのはちょっと無理かなと、そんな気がしております。

今後の職員定数については、退職職員の数と職員の年齢構成を考慮しながら、できるだけ毎年採用試験を実施し、優秀な人材がいれば退職者数とは関係なく、人材を確保したいと考えておりますが、一方で安易な人員増に頼るのではなく、職員それぞれの事務効率及び事務能力の向上を図りながら、住民サービスの低下を招かないよう努めてまいりたいと思います。

また、機構改革の基本的な考え方についてですが、組織の形について典型的な正解があるもの

ではないと考えております。国や地域、経済等を含めたさまざまな社会情勢を考慮し、そのときどきの住民ニーズにあわせ柔軟に対応していくことが大切でございまして、そのことが結果として住民サービスの向上につながるものと考えております。今回の行政機構改革を通じて、自立したまちづくりをさらに推し進めてまいり所存でございまして、議員の皆様におかれましてもよろしく御理解と御協力のほどをお願いいたします。

次に、町民との協働のまちづくり推進についてですね。まず1番目、1点目ですね。各校区センターのこれまでの取り組みの評価は、また、行政として今後の推進施策をどう考えているかについてでございます。

各校区センターの総会が4月から5月にかけて順次開催されておりますが、その後に開催された4校区合同の地域づくり運営代表者会議に出席しまして、平成24年度の活動報告と今年度の計画などをお聞かせいただきました。率直な感想としましては、創意工夫によって自主性が発揮されてきており、大変好ましい方向に向かっているものと思っております。

大堰校区は、営育成を通して地域環境の美化に取り組み、今年度は新たに市民農園にも取り組んでおられます。本郷校区は、ウォーキングやラジオ体操による健康づくりに取り組み、今年度は新たにエコ教室を開催し、環境に優しい暮らしについての学習を始められております。大刀洗校区では、昨年度初めて通学合宿に取り組み、またスロージョギングやラジオ体操による健康づくりにも取り組んでおられます。菊池校区は夏祭りの見直しと活性化が図られ、今年度は通学合宿にも取り組まれると伺っているところでございます。

平成24年度から一括交付金を各校区にお渡ししておりますが、各校区ともそれぞれ独自の工夫によって事業を展開され、交付金を有効に活用されていること。また、そのことによって、校区が活性化してきていることについて高く評価させていただいております。

次に、行政として今後の推進施策をどう考えているかとの質問でございますが、このことにつきましては、先ほど行政機構改革の中でも触れましたとおり、企画財政課を改め地域振興課として、なお一層の地域コミュニティの強化を図るものでございます。

まず、校区センターを核とした地域づくりに関しましては、地域の御尽力によりセンター自主運営の体制づくりが整いました。この体制を持続可能でかつさらに活性化していくための施策として、センター活動に対する研修の実施、また校区間の連携や情報交換の場づくりとして連携会議の開催、また地域おこし協力隊による活動支援などを行ってまいります。

次に、地域コミュニティの強化については、次の時代を担うリーダーの確保、育成が重要な課題であると認識しております。そのために校区センターを核とした地域づくりや、観光などの取り組みを通して地域ブランドを高め、多くの町民に自慢と誇りが持てるようにしたい。そうすることにより、自分の住む地域に対する関心と何かできることがあればといった共助の精神が醸成

されてくるものと期待しているところでございます。

校区センターを核とした地域づくりと地域コミュニティの基礎である行政区は、住民自治の両輪でありまして、町として今後もできる限り支援してまいり所存でございます。

次に、25年度から発足した地域おこし協力隊の活動と狙いと内容についてはお答えします。

当町では、平成23年度と24年度において、インターネットを活用した情報発信や、まちづくりに関するワークショップを多数開催しましたが、そのことにより今までまちづくりに興味や関心のなかった町民の中から、とてもすばらしい志を持った方々を多数発掘することができました。

このような取り組みを各校区センターで展開してもらうなど、センター運営の活性化を支援したという思いから、まちづくりや交流の場づくりに関心の高い人材を2名、地域おこし協力隊として全国公募し適任者を受け入れたところでございます。現在、協力隊員はおのおの2校区ずつを担当し、各センターの事務局活動や地域づくり活動を支援しております。

具体的には、校区によって異なりますが、校区センターだよりや情報発信の支援、校区センター主催の各種行事への参加などがございます。また、校区センターを活用する事業のアイデアを提供するためワークショップなどを企画提案し、各校区センターにおいて順次開催することにしております。

地域おこし協力隊は、転入して2カ月余りですが、都市部の感度のいい若者ゆえ、地域の魅力にいち早く気づき、人の交流を活発にしてくれるものと期待しているところであります。

いずれにしましても、町民との協働のまちづくり推進には、多くの町民の方々に参加していただく必要がございます。今後は、役場内の組織連携も強化しながら取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様におかれましても、これまで以上の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、後藤議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 再質問があればどうぞ。後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 25年度の課、係の見直しについて、るる説明いただきました。確かに、よく考えた中に組織の整備が行われているということはよくわかりました。特に、行政区長とのつながりの強化とか、それからブロードバンドの拡充、それに子ども課の設置と、あらゆる方面について心配りをいただいているのではないかというふうに思います。

そこで、先ほど申しましたコンサルティングを委託した事業の中で、24年度の最初の事業説明でありましたかね、そのときにいろいろ24年度目標としてあげてありましたことがありました。1つは業務手順書の作成、それから管財部門設置の検討、それから徴収業務の共同化検討の専門部会設置をして進めていくというふうなことを伺っておりました。そのあたりの今の進行状

況ですかね、それはどうなっているかちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（長野 正明） 久次企画財政課長。

○企画財政課長（久次 桂二） 後藤議員の御質問にお答えいたします。

平成23年度のコンサルティング事業会社からの報告書をもとにしまして、平成24年度に庁舎内におきまして、3つの部会を立ち上げております。先ほど議員が申されましたとおり、業務手順書の整備、それから2点目が管財部門の設置検討部会でございます。それから、3点目が徴収業務の共同化に関する検討部会でございます。

まず、1番目の業務手順書につきましては、平成24年度1年間で集中的に取り組むということで、全庁一斉に作成をいたしまして、完全ではございませんけれども全ての係において業務手順書が整備をされております。今回の機構改革におきましても、この業務手順書をもとに引き継ぎの円滑化、そういったところに資するものとして活用をいたしております。

続きまして、2点目の管財部門の設置検討部会でございます。この管財部門の設置検討部会と申しますのは、町内にさまざまな公共施設を抱えておりますけれども、それぞれの事業分野ごとにそれぞれの課で施設の維持管理を行っております。施設が古くなって大規模な改修なんかが発生した場合に、所管している課のほうでは本来の事業部門とは異なる技術的な知識・経験が必要という分野でありますから、こういった施設の維持管理に関します部署を新たに設けて、集中的に施設の維持管理を担ってはどうかというふうなことで1年間検討してまいりました。

結論といたしましては、従来どおりの維持管理は各課で行うけれども、施設の大規模な改修等については専門家を1名採用しておりますから、その職員を中心に適正な工事が進められるように支援をしていくというふうなことでございます。それから、さらに今後老朽化をいかに克服し長寿命化を図っていくかという観点で、施設のデータベース化を進めようとしているところでございます。この点につきましては、今年度の予算の中にもデータベース化をする費用を計上いたしておるところでございます。

それから、3点目の徴収業務の共同化検討部会でございますけれども、こちらに関しましては共同化は連携は進めていくんですけれども、現実的な問題としてさまざまな課題がございました。そういった課題に対して、一つの例を申しますと納税者の方から納められた税金が実際にコンピューター上で消し込まれて、例えば固定資産税の2期分がいつ納められたかというのが、従来ですと金融機関で納められて3日ないし5日ぐらいかかっておりました。

これは、消し込みにかかるデータの作成を事業者のほうに委託している関係で、その間の期間を要しておりましたけれども、これにつきましては平成25年度に予算措置をいたしまして、町のほうで納められた税金等については直接コンピューターの消し込みができて、すぐに納められたか、納められていないかということが把握できるような仕組みを構築しようとしております。

さらに、徴収業務に関しましては、ライフスタイルが多様化している関係でなかなか銀行が  
いる時間ですとか、そういうときに納めに行けないということがございますので、やはり時  
代に応じた納付の確保というものを進めないといけないということで、現在コンビニエンススト  
アによる納付ができないかというところで担当課を中心に検討をいたしておるところございま  
す。

少し長くなりましたけど、後藤議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 今お聞きしました業務手順書の作成については、係ごとにほぼもう  
でき上がっているというふうなことを聞きました。この業務手順書の作成は、やはり住民サービ  
スが多種多様化する中で、やはり職員の、先ほど今後職員の減を余り、これ以上はというような  
回答もいただきましたけれども、やはり職員定数の問題も大きく絡むところですから、その辺は  
今整備してあるということで引き続き今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、管財部門の管理ですけど、大刀洗は組織的に大規模な町ではございせんし、1万  
5,000人ですから、今おっしゃったような係別に管理してあると。それでよければ、それで  
スムーズにいけばそれで結構なんですけど、効率的な方法がもう一つ何かあれば進めていただき  
たいなど。これはもうコンサルティングの提案でもあると思ひますので、その辺は引き続き検討  
をお願ひしたい。

それから、徴収業務、これは先ほど消し込みの問題も出てきました。消し込みの問題は、対住  
民からいけば一番時期を逸せずきちんきちんとやっていくのが当然であります。その中で一番の  
問題は滞納ですね。滞納分にはいかに対応していくかが一番の課題でございますので、そこ辺に焦  
点を当てた形で今後も検討を進めていただきたいというふうに思ひます。

それから、2項目めで質問いたしましたまちおこし協力隊、これの先ほど言ひましたように、  
隊員の方の募集要項にはるる業務内容等が示されておりました。その、基準となる設置要項は  
できていないのかというふうなことをちょっと質問いたしましたけれども、その辺の回答がなかつた  
のでその辺をちょっとお願ひしたいと思ひます。

○議長（長野 正明） 久次企画財政課長。

○企画財政課長（久次 桂二） 後藤議員の御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、後藤議員御説明がございましたとおり総務省の事業を活用  
したものでございます。したがいまして、総務省の事業を活用して地域おこし協力隊を採用する  
ということの必要がございますから、地域おこし協力隊を町へ招聘するための規定は整備してい  
るところでございます。

地域おこし協力隊の担う任務といたしましては、各校区センターを核とした地域活性化の事業

の推進、あるいは地域連携の推進、集いの場の提供事業、こういったものをお願いをしているところでございます。

以上で回答を終わります。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 地域おこし協力隊については、せっかくの発足でございます。

24年度までの、先ほど私が申し上げましたようにNPOとの協働事業では今度はないと思うんですよ。総務省の施策を生かした地域おこし協力隊であるというふうに思っております。

そういうことでは、町がきちんとした責任を持って地域協力隊が活動しやすいようなシステムづくりは必要かと思うんです。概念的に、協力隊員の方がそういうお話はあったかと思えますけれども、やはり地域とのかかわりをどういうふうにしてやるか、そういうことまできちんと伝わっていないと、発足隊の設立の趣旨が薄れてくると思います。その辺は、しっかり検討いただきたいと思えます。

先ほど、協働のまちづくりについてもいろいろとる校区センターのそういう場づくりとか、そういう協議の場ですか、それを充実してく支援していくというようなお話もございました。しかし、私どもいつも考えるのは、地域のまず課題をきちんとやっぱり把握しないと、やっぱりそこは進めていかれないと思うんです。先ほど、今度地域振興課、これをつくって行政区長の緊密な連携がとれるようなそういうのを図っていくというふうな御答弁もありましたから、その辺をより深めていただいて、そして課題を地域と行政がやっぱりきちんと整理するのが、前提ではないかなというふうに考えます。

前回は質問いたしました生涯学習のコミュニティづくり、それともかかわるわけですけど、やっぱりいろいろと地域にはやっぱり課題がございます。校区の捉える問題もありますけれども、行政区の問題でも捉えるものがいっぱいあると思うんです。福祉もそうですね、それから環境、先ほど言いました教育の問題、あるいは答弁にもありました防災問題、こういう地域によってはいろいろと課題が違うと思います。そういうのをきちんと行政のほうで、行政誘導できちんと課題をお互いに話し合っって共有していないと、この幾ら理想的じゃないですけども、一部分で努力しても根本的な地域づくりには発展しないというふうに考えますので、そのあたりはよろしくお願ひしたいと思えます。

そういうことで、私の質問ももうこれで終わりたいと思えますけれども、あと15分ほどありますが、きょうは5人の方が。ちょっと最後に一言お願ひしたいと思えます。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 地域づくりも実はもう4年目になりまして、もともと始めたときのいきさつからしますと、全てを町にみんなが頼るんじゃなくて、地域でできることは地域でやってもら

うようにしたいなど、そういう思いがあったんですね。

それで、もう一つはそれは一番大きな原因は、今までずっともらっている交付金ですね、交付金と申しますか、交付税、国から来る交付税、これはもう仕送りを受けているようなものですが、これが今までどおり来れば問題ないけれども、実は24年度も減っているし、今年度も減る可能性があるんですね。ですから、やっぱりそういうところなるべく地域が自立できるようなことでやる方法をとということで考えたんですけども、実際やるとなるとなかなかうまくいっていない面もあるというのは事実です。

ですけども、やはり4年間やってきたということは、それなりの効果も出てきております。隣の町で、隣の町でちょっとよそのことを言うと悪いけれど、始めようとしても全く、全く始められないとかね。そういうところもあるわけですから。それに比べると、うちの場合はいろいろ問題があってもある程度進んでいるというところで、そこ辺の評価をしていただければとも思います。

それから、フェイスブック関係で物品販売もやったりしておりますけれども、大刀洗はそういうことではもう非常に有名になりまして、小さな町の割にはとにかく何か行事をやればいろんなところから、ほかの地区からたくさん人が集まってくれるようなそういう町にもなりました。ですから、これからも魅力のあるまちづくりと申しますか、進んで誇りが持てるような、ちょっとできればあか抜けた田舎町にしたいなど、いつも私はそんなふうに思っているんですよ。よそから訪ねてきてもらって、大刀洗はいいところねと言われるようなそんな町にしたいと、そんなふうに思っているところであります。

終わります。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 地域づくりにしろ、協働のまちづくりにしろ、いろんな私もインターネットでよく調べますけれども、なかなか進んでいないというのが現状です。

先ほど言いましたように、今後ますます地方交付税等、補助金等が減る可能性、今のこういう国の状況をみますと可能性は十分ありますけれども、そういう中であって限られた財源をいかに有効に使うのかというのが、協働のまちづくりであり、地域づくりであるというふうに思いますので、今後ともよく町長のほうで御把握いただいているようでございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問はこれで終わります。

○議長（長野 正明） これで後藤議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、7番、安丸眞一郎議員、中央演壇からお願いします。再質問につい

ては発言席からお願いします。安丸議員。

## 7番 安丸眞一郎議員 質問事項

### 1. 学力向上について

### 2. 税の滞納対策について

○議員（7番 安丸眞一郎） こんにちは。議席番号7番、安丸眞一郎です。議長の許可を得ましたので、通告のとおり学力向上についてと、税の滞納対策についての2点質問を行いたいと思います。

まず、初めに学力向上についてであります。

去る6月13日に、学力向上推進事業の一環として開かれまして学力向上全体研修会では、町内の小・中学校の先生方が一堂に会して、教育長をはじめ指導主事の指導のもと、児童生徒の学力向上に向けての事業改善に取り組み、また日々御尽力いただいていることは十分承知をしているところではありますが、学校のみならず保護者や地域に住む我々は、町の将来を担っていく町内の児童生徒の現状がどうあるのか、またどういう課題を抱えているのか、町全体で子供を育てていくという観点から現状を認識する必要があると考え質問するものであります。

去る4月24日に実施されました全国学力テストでは、4年ぶりに全国の国公私立の3万962校、約228万7,000名の小学校6年生と中学校3年生の児童生徒が参加して実施されております。

このテストは小学校6年生では国語、算数それぞれ基礎問題でありますA問題、応用であるB問題、中学校3年生においては国語、数学それぞれA問題、B問題での2教科で実施されております。基礎であるA問題については全国的にも理解度が高いようですが、応用であるB問題についてはかなりのばらつきがあるように聞いております。町内の状況はどうか。

文科省の都道府県別、あるいは市町村別の成績公表が8月下旬になるとのことです。詳細については9月議会の中で求めていきたいと考えますが、現時点判明していることがあれば御答弁いただきたいと考えているところであります。

次に、成績の二極化についてであります。一昨年の12月議会で児童数の減少と少子化対策について一般質問を行いました。その中で教育長は学校間格差以上に問題なのが理解の進んだ子と必ずしも進んでいない子が2つに分かれている、いわゆる二極化の現象があるとのことでしたが、現状はどうか、解消されないとするならば何が問題なのか問うものであります。

次に、塾講師による特別講座の実施についてであります。

二極化解消対策の一つとして昨年、小学校においては月2回木曜日の放課後に補習授業が実施され、また中学校においては3年生を対象に受験対策学習として夏休み、冬休みにそれぞれ実施されてきました。その成果はどうだったのか。以上について教育長の答弁を求めるものであります。



す。

次に、税の滞納解消に向けた対策について問うものであります。

一昨年議員になって、これまで2回の決算議会を経験したわけでありましたが、町民税、国民健康保険税など滞納が非常に多いことに驚いたわけであります。ちなみに、町税だけを見ても平成22年度が1億428万9,000円、平成23年度においては9,486万4,000円もの滞納があります。徴収率的に見ても平成21年度は92.6%、平成22年度においては92.5%、平成23年度については92.7%とこういう状況にあります。平成24年度について徴収率はどのようになってきたのか。

いずれにしても、町税だけでも毎年1億円近い滞納があるということは、今後の財政運営に影響しかねないと考えますし、それぞれに苦しい経済状況の中で生活を切り詰めやりくりをしながら納税している善良な納税者に対しても、公平性と行政に対しての信頼感が損なわれることがないように厳しく対処すべきと考えるが、税の滞納解消、あるいは徴収率向上に向けた具体的な対処策について、町長の考えを問うものであります。

これで第1回目の質問を終わります。なお、答弁によっては発言席から二次質問を行いたいと思います。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、安丸議員の答弁に入ります前に、先ほど質問の中でも触れていただきましたけれども、まずはお礼を申し上げたいと思います。

去る13日の大刀洗町小・中学校学力向上全体研修会におきましては、議長、副議長並びに総務文教委員の議員の皆様方には、終始最後まで御熱心に御参加をいただきましたこと、改めて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、1点目の全国学力学習状況調査の結果と課題についてお答えいたします。

本年度の全国学力学習状況調査は、御指摘のとおり4月24日に実施されまして、夏ごろの結果公表を待っているところでございます。なお、平成24年度全国学力学習状況調査及び県の学力実態調査の結果につきましては、昨年度の12月11日の全員協議会で説明したとおりでございます。

それで、昨年度調査が行われました中学校3年生ですけれども、平成24年度の公立高等学校への合格率をここ10年くらい取っておりますけれども、ここ10年くらいでは最高の値で87.7%が受験者の中で合格をしております。平成19年度の全国学力学習状況調査以来、最も高い数値を示しております。

また、昨年度の小学校6年生でございますが、本年度4月に行われました中学校1年生を対象とした民間の標準学力検査でございます。これにつきましては、三井郡小郡の中では2番目、上

から2番目の高い数値でございましたし、久留米市を除く北筑後教育事務所17校ございますけれども、上から4番目という高い得点率でございました。このように、各学校の学力向上の取り組みにつきましては、一定の成果があらわれ始めているのではないかと承知しております。

次に、御質問の2点目の特別講座の成果についてでございます。

学力向上推進事業の一環として、塾講師による特別講座は本年度で3年目になるのですが、ここで見えてきた成果が2点ございます。

1点目は、学習習慣の定着と学力の向上が見受けられるようになってきたことだと思います。この講座を受講しているのは塾に通っていない子供がほとんどでございます。その中には、家に帰っても宿題を自力でやるのが苦手な子供も数多くおまして、その子供たちに学習の場と学習支援の人材を提供することによりまして、着実に学習習慣の定着などが見られているというふうに思っております。

2点目でございますが、児童生徒・保護者のニーズが高まってきたということがあると思います。本年度新たに中学校1、2年生を対象に本講座を5月から行って既におりますけれども、6月現在1年生では61名、2年生は31名が希望して受講しております。1年生に关しましては、全体の40%の生徒が受講している状況でございます。生徒・保護者のニーズの高さがうかがえるところでございます。

今後、夏休みには中学3年生、それから9月からは小学校6年生対象の講座も始まりますので、受講者が増加し学習に対する意欲が高まるよう期待しているところでございます。

続きまして、質問の3点目の学力の二極化についてでございます。

このことにつきましては、依然解消されていないというのが実態でございます。しかし、この現象は全国的に見ましても、同じような傾向が見られるのが現状でございます。詳細に見ていきますとばらつきをあらわす標準偏差という、ばらつきをあらわす度数がございますけれども、小学校は全ての教科で県平均よりも数値が小さい、つまり県全体と比較して二極化の程度は大きくないと判断できます。ただし思考力、御指摘のように思考力、判断力、表現力を問う問題のばらつきが大変大きいということがうかがえます。

中学校におきましては、思考力、判断力、表現力を問う国語B以外は平均よりも数値が小さくて、二極化の程度は県レベルであるというふうに思います。すなわち、県レベルであるということとはばらつきが結構大きいということでもあります。

そこで、この二極化の解消を目指して大刀洗町教育委員会といたしましては、次の2点について意図的、計画的に指導、助言しているところでございます。

1点目は教職員に対してでございます。町の学力向上推進委員会を中心といたしまして、学習に配慮を要する子供を含め、全ての子供がわかる、できるユニバーサルデザインの授業づくりを

目指しておりました、シンプル・ビジュアル・シェア・リズムの授業改善プランをそれぞれの学校で作成しまして実践を行っております。また、各学校におきましては、学力調査の結果を詳細に分析し、それに基づきまして細かい学力向上プランを作成し、二極化の解消に努めておるところでございます。このことにつきましては、13日の全体研修会の中でも報告いたしましたとおりでございます。

2点目、保護者との連携でございますが、これは各学校の主管教諭、教務主任を中心に定期的に会合を行っております、次の3つのことを実践しております。

1つは、家庭学習の手引きを作成しておいて、保護者にも子供の学習への関与を促していることでございます。2つ目は、保護者啓発のための通信で「虹のかけはし」というものを発行しております、家庭教育の重要性等の啓発を行っておりますし、また家庭訪問時にはそれを配って、それを説明して回っているという状況でございます。3つ目は、各家庭で目標設定をいたしまして、目標実現を目指す親子約束ノートという取り決めを行っておりますが、一週間、例えば何をやるということで○、△、×をつけて、保護者のコメント、本人の反省を書くというふうなことをいたしまして、学校と連携を強化しているというところでございます。

3年間の学力向上推進事業を行ってまいりましたけれども、10月17日に菊池小学校で全体発表会をいたす予定にしておりますので、ぜひ御参加いただければと思っております。

以上のように、学力向上を目指して現在、意図的、計画的に事業に取り組んでいるところがございますので、よろしく御協力、御理解のほどお願いしたいと思います。

以上で、御質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） それでは、税の滞納対策についての答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、2点目の税の滞納対策についての質問でございます。

税の滞納が解消されないが具体的対策について町長の考えを問うということでございますが、町の自主財源である税については、町を支える根幹でありまして、これはもう議員御指摘のとおり着実な歳入確保を図り、自立した自治体運営を行うためにも、日ごろから欠かさず徴税能力を高める努力を行うことは重要であると考えております。

税の徴収率については、平成23年度実績であります。町税にあつては現年度分98.1%、滞納分15.8%、合計92.7%、前年度比0.2%の微増、また国保税にあつては94.01%、滞納分22.57%、合計83.22%、前年度比0.7%の増となっております。

このことを踏まえまして、町としては善良な納税者の税負担に対する公平と信頼感を損なわれることがないように、滞納者に対して次のような対策を講じているところであります。

まず、税務課職員による訪問徴収、電話での督促、役場職員による夏冬2回の一斉徴収、関係各課職員による合同一斉徴収、また県税事務所特別班との連携による高額滞納者及び県外転出滞

納者などの滞納整理を実施しております。

次に、事業主が給与天引きの上、住民税の納税義務者である給与所得者、従業員にかわり町に税を納入する制度である特別徴収について、特別徴収未実施事業所を県と合同で個別訪問するなど、特別徴収の実施促進にかかる取り組みを実施しているところでございます。さらに督促、再三の督促及び訪問をしても不在、来庁要請をしても無視、納税制約をしても不履行、差し押さえ予告をしても一向に連絡のない納税者については、差し押さえ、捜査などの滞納処分を実施しております。

また、現在のライフスタイルの変化により、時間に余裕のない納税者の納税意識を尊重すべく、平成26年度からコンビニエンスストア収納導入に向け、現在事務を進めているところでございます。加えて、国保税徴収を重点とした取り組みとして、今年度国税局OBによる滞納整理指導員を配置することにしております。徴収吏員に対して指導、助言をしていただきながら、町としてさらなる税徴収の向上を図りたいと考えているところでございます。

いずれにしましても、今後とも税徴収については公正、公平さを念頭に、悪質滞納者にあつては滞納処分などの法的手段を、生活困窮者については納税相談などにより実情を把握し分納あるいは執行停止など、法令などに基づきさらなる税徴収に鋭意努力してまいり所存でございます。

以上で、安丸議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 再質問があればどうぞ。安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） まず、1点目の学力向上の関係については日々努力されているというのは十分理解しておりますが、先ほど説明の中にありました魅力ある授業の中で、ビジュアル・シンプル・シェア・リズム、私が総務文教の委員でありますから、先般の全体会議では聞いておりますけども、よろしければ傍聴者もいらっしゃいますので、簡単にでも再度御説明いただければと思います。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、安丸議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、ユニバーサルデザインというのは、もともとデザインから発生しておりまして、例えば色の識別が困難な方がありますとか、あるいは身体に障害を持っている方がありますとか、さまざまな障害を持っている方も、そうでない方も同じようにデザインを見分けて判別ができるというのがまずはユニバーサルデザインの出発点であったというふうに思います。いわばインクルーシブ教育といいますか、健常者である方もそうでない方も一緒に全てのことがわかるということがデザインであります。

それから発生しまして、私たちは課題の多い子供たちを、どこの学校もそうですけど、約3割、2割から3割ぐらいいるといのが現状でして、言葉ではなかなか通じにくいでありますとか、

あるいは複雑な計算がなかなかわかりにくいとか、先生の言葉がすっと落ちていかない子供たちが若干名というか、2、3割くらいいるわけですね。この子供たちを、公教育としてはきちんとやっぱり救うというか、手当てをしていくことが最も重要な役目だというふうに考えておまして、それで先ほどありましたように、シンプル・ビジュアル・シェアというのが、北筑後が唱えたことですが、大刀洗町としてはそれにリズムを加えて4つをやろうというふうになっているわけです。

中身の一つ一つについて説明申し上げますと、まずシンプルですが、狙いをはっきりする。きょうやることはこうだ。きょう学ぶことはこうだ。どちらかという、特に小学校の授業は複雑なんですね。こねくり回したような授業が多く見受けられましたので、私としても、大人が見ても全然、私たちが見てもよくわからないような授業が展開されている例もありましたので、特に課題のある子供たちがその授業に出れば、きょう習ったことがすごくよくわかるというふうにしてほしい。それは狙いをはっきりさせるということです。シンプルにしてほしいということがシンプルですね。

その、よく私があちこちで申し上げているのは、大人に見せるような美しい授業よりもわかってできる授業をしてほしいということをお願いしていて、この4つのユニバーサルデザインの中で最も肝要なものがシンプルな授業だというふうに思っております。

続いてビジュアルですが、例えば学習過程を言葉だけで言ってもすぐ忘れますので、1何々、2何々、3何々と張り出したり板書することによって、視覚的に次に自分は何をする、次に何をするというのがわかるというのが、ビジュアルです。これは単に絵を見せたりということではなくて、文字情報としてあるいは絵の情報として目から訴えるということでビジュアルというふうに言っております。

3つ目がシェアですが、シェアというのは本来のユニバーサルデザインはクリアなんですね、本当は。だけれども、北筑後がこんなふうにシェアというふうに言っておりますけれども、シェアといいますのはお互いに交流をし合って、わかったことを交流し合って高め合おうという場面をつくると、教え高め合うということの場面をつくることでシェアと言っております。

それから、最後のリズムですが、それでもだらだらとしゃべったりあるいは45分授業であるにもかかわらず50分、55分かかったりとか、ではなくて一応時間をきちっと守って、5分、10分の活動をきちっとリズムよくやってみましょうと。子供たちがあきがこないようにということで、リズムというのを大刀洗町教育委員会では1個加えてユニバーサルデザインの推進を行っているところでございます。

なお、蛇足かもしれませんが、6月25日に北筑後教育事務所主催によりますユニバーサルデザインの授業の研修会がございまして、北筑後管内の先生たちが540名くらい、ドリームセン

ターに集まっておいでになります。壇上で、菊池小学校の、本当に申しわけないと思っているんですけども、4年生が模範授業で壇上で授業を受けることになります。教師は、桂聖という筑波大附属小学校の先生で、この方がユニバーサルデザインの代表者なんですね、この方をお呼びして菊池小学校の4年生を対象に、二十数名ですけども、対象に壇上で授業を行うと。それを、先生たちが見てユニバーサルデザインを研究していくという研究会がございますので、もしよければ御参加をいただければと思っています。

以上です。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 今、魅力ある授業、いわゆるユニバーサルデザインの授業ということで、現場の先生方は日々一生懸命子供たちのために取り組んでいただいていることはありがたいことでもありますけれども、やはり家庭においても保護者もしっかりとそのことを共有しながら、現状を共有しながら子供たちを育てていかなければならないというふうに思っております。

そういう中で、二極化解消の取り組みの一つとして、塾に通っていない子供たちに対しての特別講座、これ昨年度は小6、中3でしたかね。ことしは、それに加えて要望で中1、中2も、特に中学生においてはもう入学翌月から11カ月間の期間で取り組まれるということなんですけども、特別講座の塾の先生たちとのそれぞれの学校の先生とのかかわり合いといいますか、具体的にいますと進学塾に委託されておるといふふうに聞いておりますけども、そこにお任せきりなのか、それともそういった特別講座については何らかの形でかかわってある、授業参観するとか、そういったことがなされているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、安丸議員さんの御質問にお答えしたいと思います、結論から申し上げますとかかわっておられません。

教育委員会では教材でありますとか、進め方でありますとか、中身については十分検討して実施しておりますけれども、派生的な効果として先生方にもそれをごらんいただきたいんですけども、なかなか皆さんお忙しくてその時間帯に授業をのぞきに來られる先生は多分ほとんどおられないという状況で、学校とのかかわりはないという状況です。今のところ、そういうことです。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ぜひ、そのところはやはり町としても昨年度が150万円、ことしについては212万円ほどの貴重な財源を子供たちの教育のためにはありますけども投資するわけですから、要は任せきりじゃなくて、やはり担当の教育長なり、学校教育課長あたりもやっぱりどういう内容でされているのか、聞くところによるとプリントを配るだけというようなことも聞き及んでおりますし、結果として学力向上、学習意欲の向上につながっているのであればいい

んですけども、やはり内容的にも今後、やはり見て問題があれば指摘するなり、改善していく必要があるんじゃないかと思うんですが、そのところはどうぞ。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 安丸議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

中身につきましてはおっしゃるとおりでありまして、改善をしていかななくてはなりませんし、学校との連携も必要だと思えます。それは御指摘のとおりですので、今後、特に塾の実際授業をされている方とは話をしながら中身の充実について検討してまいりたいと思えます。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ぜひ、そのところよろしく願いしておきたいと思えます。

次に、2点目の税の滞納解消対策について質問を行いたいと思えます。

先ほど、町長の答弁の中で徴収担当の方のいろんな夏冬の訪問、あるいは特別班をこしらえての徴収業務は日々努力されているというふうにありましたけども、具体的に昨年度とことしと違う何か特別な徴収率アップに向けての対策が打たれているのであればお教えいただきたいと思えますが。

○議長（長野 正明） 東税務課長。

○税務課長（東 義一） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

今年度、今までと違った対策が講じられているのかということでございます。先ほど町長が答弁いたしましたとおり、国税局のOBによる滞納指導員を7月から配置する予定にいたしております。

指導員の内容につきましては、徴収吏員に対する研修及び滞納整理事務の助言、指導。2つ目に、困難な事案に対する助言、指導。それと、3番目に差し押さえ物件の換地に関する助言、指導。それと、その他滞納整理に、事務に関する事を指導していただくという形で7月から配置する予定にいたしております。

これにつきましては、国民健康保険税が議員御指摘のとおり年々国保税の滞納が増加しているという形で、今年度住民課のほう国保医療を担当しておりますが、県の国民健康保険調整交付金の中に保険税収納率向上対策事業というものがございまして、これは県が50%、町が50%の事業でございます。こういった形でことし新たに徴収率向上のために対策を講じているのは、今申し上げました1点と従来長期滞納者とか、また悪質滞納者につきましては差し押さえ等を実施して徴収向上にアップしております。

ことしもまた、11月に県と合同による公売会が11月ごろ実施されますが、昨年度私のほうが搜索に入りまして差し押さえた物件を公売会に出すというふうな事を計画いたしております。

以上です。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 25年度の取り組みについては、国税局OBの方を雇用するという  
ことで理解できたわけですが、23年と24年についてはどうですか、何か特別な対策を打っ  
て徴収率アップに向けての取り組みが、徴収率を上げるための何か対策を打たれた事実があれば、  
これまでです。これからの問題でない、過去。

○議長（長野 正明） 東税務課長。

○税務課長（東 義一） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

22、23年度の取り組みの違いということでございますが、先ほども町長のほうから答弁い  
たしましたとおり、県と町村の合同による滞納特別整理班という形で、県と合同で町県民税を主  
として、県と合同で長期滞納者について臨戸訪問し、あるいは差し押さえ等を前提とした金融機  
関への調査、それとまた土地関係の調査等を実施いたしまして、差し押さえなり、また滞納者本  
人を庁舎内に御足労願って滞納している状況等の相談ですね、調査なり、生活状況等の調査とい  
うか、相談に応じて今後滞納されてある税金について、今後どういった形で納税をしていただ  
くかということについて、窓口相談等を実施しているところです。

以上です。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 取り組み状況をありがとうございます。今、課長の答弁の中に差  
し押さえ、それから競売というような話もありましたけども、やはりそういう差し押さえになる  
前の手だてとといいますか、やはり納めるべき税金はきちっと納めていただくという取り組み、例  
えば毎月一定額払うような分割納税とか、そういう方法もあるや聞いておりますけど、そういっ  
たことは町内では実施されていないのでしょうか。

○議長（長野 正明） 東税務課長。

○税務課長（東 義一） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

御質問にもありましたように、長期滞納者につきましては毎月督促、納期ごとに納税がなされ  
ていない場合には督促状を発送して、そしてまた催告状という形で新たに施す意味での文書を差  
し上げております。

そういった中で、呼び出しという言葉ではございますが、滞納されている方については役場の  
ほうに御足労願って、そして納税相談ですね。どういった、先ほども申しましたが一月にどのく  
らいの収入があつて、どういった形なのかというふうなまず生活状況の内容をお聞きして、そし  
てその中で幾らぐらいは税のほうに納めていただくかというふうな納税相談、一般的私どもが申  
しております納税相談を実施して、その中で口頭だけの約束じゃなくて、納税誓約書というもの  
を記入していただいて、その中で新たに納税が遅延した場合には、再度差し押さえ等



とかを実施しますというものを滞納者の方には告げているところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ありがとうございます。ある自治体では、民間の業者に委託されて、滞納回収業務をしているようなことも情報がありますけども、自治体の担当者間の情報交換とか、そういう滞納解消に向けての対策、いろんな打ち方があると思うんですけども、近隣の税務課担当との意見交換なり、そういう情報交換の場というのはあるんでしょうか。

○議長（長野 正明） 東税務課長。

○税務課長（東 義一） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

年1回、小郡市、うきは市、それと大刀洗町、2市1町の徴収業務に携わっている職員との意見交換会を実施しております。その中で、各市町村の徴収状況、それとまた滞納者に対する施策、そういったもの話し合いというか、検討委員会等を実施しております。

以上です。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ありがとうございます。いずれにいたしても、やはり納税というのは私たちの生活者の義務でもありますし、やはり納めるべきものは納めていただくという強い決意のもとに、担当者の方はいろんなことを言われるかもしれませんが、それはきちっと職務を果たしていただきたいというふうに思っていますし、ある国会議員が言ったように2位じゃだめなんですかというな、仕分けの中にもありましたけども、やはり100%を目指して結果として到達、一掃できなかった九十何%というのであれば、それなりにみんな理解するところもあるかもわかりませんが、やはり多くの善良な納税者がいらっしゃるわけですから、ぜひとも100%に向けて決意を新たにしていきたいというふうに申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（長野 正明） これで安丸議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） ここで議場の時計で10時45分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時30分

.....

再開 午前10時45分

○議長（長野 正明） それでは、再開いたします。

次に、6番、林威範議員、中央演壇からお願いします。再質問については発言席よりお願いします。

## 6番 林 威範議員 質問事項

1. 町内事業者の経営環境の動向について
2. 大刀洗斎場ふるさと黒字化への取り組みについて

○議員（6番 林 威範） 6番、林威範です。通告に従い質問をいたします。まず、1つ目は町内事業者の経営環境の動向について問います。これまで、大刀洗町を築いていただいた皆様のおかげで、大刀洗町は県内でも有数の財政自治体となっております。しかし、財源の多くを先ほどの質問の答弁の中でありませうように、財源の多くを地方交付税、補助金交付金に頼っているため、自治体運営の自由度は決して高くありません。地方交付税の削減が実行されている中、自主財源の確保は今後の自治体運営には必須の課題となってきます。

そこで、町内事業者の経営環境の動向について執行部がどのように把握しているのかについて問います。町内事業者の経営状態は、住民の生活の根幹となるだけでなく、町への税収にも大きく影響いたします。安倍内閣にかわり円高の是正、株価の上昇などプラスの面も見えておりますが、地方では景気の上昇というよりも物価の上昇、金融円滑化法の期限切れなどマイナスの影響のほうが多く受けているような気がしております。

そこで、町内事業者の経営状況に大きな変化が生じているのか、廃業、倒産、起業、創業、また撤退などに変化もしくは兆候などが見られているのか、どのように把握をしているのかについて執行部に問います。また、そういう変化が見られるのであれば、もし見られないとしても事業者のために行政としてのサポート体制、これからの戦略などに変化があるかについて、答弁を求めます。

次に、大刀洗斎場ふるさと、黒字化への取り組みについて問います。

大刀洗斎場ふるさとは、今月無事にオープンを向かえ、まずは町民の一人としてうれしく思っております。ただし、これからの運営は既存業者との競争や葬儀のあり方の変化に対応すること、町民の皆様の理解をいただくことなど、乗り越えるべきハードルがまだまだ残っており感じております。

ここ最近の近隣の葬祭業者を見ますと、ホールの増設、斎場の新設、営業活動の強化、顧客の取り込みなど、明らかに力を入れ直してきているというふうに感じております。一方、株式会社たちあるいは社長取締役全て執行部、役場の執行部でされております。実際の業務が多忙な中に、葬祭業のみに注力している業者とのマンパワーに不安を感じております。

例えば、インターネットなどで大刀洗町葬儀と検索しても大刀洗斎場ふるさとに関する結果は今のところ得られませんし、タウンページなどでも情報が載っておりません。利用者の方があらわれたときに、すぐに連絡できる体制づくり、例えば今後の周知のための営業の方針など、全てを明かすと事業がやりにくくなると思いますので、事業運営に支障を来さない範囲での答弁を

いただければというふうに思います。

再質問に関しましては、発言席から行います。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、林議員の質問にお答えをいたします。

まず、最初の町内事業者の経営環境の動向についてであります。まず1番目の町内事業者の経営環境の動向について答弁をいたします。

昨年末の総選挙により政権交代が行われ、第二次安倍内閣の経済政策アベノミクスが展開されております。まだ、実態経済までその効果が十分に行き渡っていないこともあり、アメリカ経済の動向など外部要因の影響を強く受ける形で、最近では株価、円相場ともにジェットコースターのように乱高下を繰り返す不安定な状況であります。政権交代前の状況と比べますと円高是正、株価上昇の傾向は堅調であると考えております。

内閣府が出している九州地域、5月の月例経済報告を見ますと、景気判断では持ち直しの動き、鉱工業生産は横ばい、個人消費は底堅く推移、建設住宅は大幅に増加、雇用情勢は厳しい状況にあるものの改善の動きが見られます。これらの状況から判断しますと、地方にも徐々に景気回復の兆しが見えてきたと考えております。

しかしながら、一方で議員御指摘のとおり3月末で金融円滑化法が終了しました。このことにより零細企業において資金繰りの悪化が大いに懸念され、今後国のさらなる経済政策は必要ではないかと思っております。

さて、議員御質問の町内事業者の経営状況はどうかと、廃業、倒産、起業などに変化が見られるかをあわせて答弁しますと、競争の激化による利益率の低下により、全体的に経営状況はよくないようでございます。

幾つかの要因を見ますと、まず後継者不足が深刻な状況にあります。次に、小売業において近隣市に進出してきている大型店との販売競争が激化し、負の状況が顕著にあらわれております。また、建設業におきましては、公共工事の減少や家屋の新築を大手ハウスメーカーへ発注するケースが多く、悪化傾向は強いようです。ただし、食品、飲食、建設などの一部ではありますが、若手の新規創業もあり、今後大いに期待しているところでございます。

当町商工会内での廃業、起業などの変化を見ますと、この3年間で先ほど述べたような理由で廃業した業者は17件、法的整理を行い倒産した業者4件、起業により加入した業者7件とトータルでは減少傾向にあります。

次の質問である事業者のために行政としてのサポート体制、戦略等に変化はあるかについてですが、基本的に変化はありません。今までのとおり商工会へのサポートとして商工会の運営助成金や地域商品券事業への補助、利子補給補助、住宅改良資金補助、軽トラ市の支援などを行って

おります。また、商工会では事業者に行う支援として、県連合会と協力のもと経営診断士などを無料で派遣し、税務、労務などの経費経営改善などを指導する取り組みが行われております。そのほかにも金融円滑化法終了のかわりとして、セーフティネット貸付を有効に利用されるよう指導が行われているようでございます。

今後は、地域経済の動向を注視し、町商工会、県関係部署と連携をとりながら必要に応じて町内事業者の経営環境を改善するための有効な戦略などを考えてまいりたいと思います。以上で、まず1番目の質問を終わります。

次に、斎場についての質問ですね。大刀洗斎場ふるさとへの取り組みについての質問ですね。

1番目の近隣の葬祭事業者では、ホール増設、斎場新設、互助会活動の強化など、利用者確保に注力している。早期の黒字化へ向けどのような営業方針体制を考えているかを問うについて答弁します。

まずは、5月25日に開催しました大刀洗斎場ふるさとのオープン、オープニングセレモニー及び内覧会に議会議員の皆さんもはじめ、多数の方にお越しをいただきありがとうございました。この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。

今回、建設いたしました大刀洗斎場ふるさは、議員御指摘のとおりホールの増設や新設など、近隣の葬祭事業者の同行も考慮しながら設計を実施したところでございます。最近の葬儀の傾向としては、少子化などの影響からか親族を含む葬儀の会葬者が減少しているようにお聞きしております。

近隣の斎場は、ホール1カ所のつくりとなっており、御本人や御遺族の中には空席ができることを危惧しておられる方もいらっしゃるようですので、内容は同じでも少人数での葬儀ができるよう30人程度を収容する小さなホールを設けました。また、ほかの斎場は既存の建物を改造したものでございまして、高齢者には使いづらいものもあるとお聞きすることがございましたので、できるだけバリアフリー化できるように建設いたしました。このあたりについて林議員も内覧会にお越しいただいたのでおわかりのことかと存じます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、普通地方公共団体の長は出資法人の経営状況について議会に提出しなければならないこととなっております。したがって、本定例会において株式会社たちあらいの経営状況を報告したところでございますが、本来は私が町長の立場で会社の経営、方針等についてまで皆様にお答えすべきものではないと考えます。しかしながら、せっかく御質問いただいておりますので、今回は可能な範囲で答弁させていただきます。

議員御質問の互助会についてですが、住民の皆様から既に参加している互助会の取り扱いについて、数件のお問い合わせをいただいております。株式会社たちあらいとして検討させていただいた結果、既に参加してある互助会を解約された場合、解約の領収証など、解約が照明できるも

のを御提示していただければ、セット料金から割引をさせていただくことにいたしました。

なお、株式会社たちあらいの互助会については、議員御指摘のとおり利用者確保の面からも早急に検討していく必要があるものと認識しております。また、故人または御遺族が町内に住んでおられる場合は、セット料金から割引をさせていただくようにしております。

会社の立場としては、利益が減少することになり営業上かなり厳しいものがありますが、住民の皆様喜んでいただけるような質の高い葬儀を提供し、できるだけ町内業者と取り引きを行い、町内で経済を回すことにより自立したまちづくりの一助となるよう努力してまいりたいと考えております。

この答弁をつくったときには、まだ葬儀は1件もありませんでしたけれども、おかげでこの1件ございました。今後とも斎場建設の目的でございます町民の福祉向上を図りながら、早期黒字化を目指し、できるだけ多くの利益を町に還元できるよう努力してまいりますので、議員の皆様のお力添えをぜひともお願いしたいと思います。

以上で、林議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 再質問があればどうぞ。林議員。

○議員（6番 林 威範） 1問目、1つ目の質問から再質問させていただきます。

総務省の調べによりますと、1996年から2006年の10年間で選択的に得られる情報量、選択情報可能量という表示がございますが、それが530倍になっておりまして、消費された情報量、消費情報量が65倍、10年間でそれだけ情報の洪水といえますか、得られる情報の量が変わってきております。

そのような環境になった中で、情報収集とか町内事業者の方の事業の運営は、情報は自分で得て、自分で努力をして、自己責任で行うというふうな考え方もありますけれども、事業者に直結するような有効な情報を、例えば雇用に関する情報だったり補助金とか、町からの助成など、そういう行政が発する、行政が一番最初に情報をつかむようなものに関しては、商工会や産業課などからも積極的な情報の伝達が必要ではないかというふうに思っておりますが、産業課では商工会との連携や、事業者への情報連絡というのは商工会を通じて行われているのか、それとも個別というか、来られた方に対して行われているのか、まず教えてください。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） 林議員の御質問にお答えいたします。

産業課といたしましては、そういった組織に加入されてある方につきましては商工会を通じて、極端に言えば商工会に加入されていないところが二十数%ございますから、それにつきましてはあとはパンフレットで紹介するなりですね。ですから具体的に町のほうに御相談に来られた方につきましては、そういう情報を与えることができますけれども、そういう状況でございます。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） わかりました。今回の補正でも予算が上がっていましたが、企業支援型地域雇用創業総合事業など、これは株式会社たちあらいのための補助金というふうな答弁がありましたけれども、こういうものは事業者にとっては使える方もおられるかもしれないんですが、こういう情報は商工会には行っていますでしょうか。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） 先ほど言われました地域雇用型、これにつきましては各担当課がそこそこの町のその住民の方の福祉とか、そういったものに貢献できるような施策を打って、そしてそういった企業に委託をするというような事業でございまして、ですから商工会につきましても産業課のほうではこういった事業があるということは紹介はいたしております。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） わかりました。今後も商工会との連携を密にさせていただいて、商工会の通常総会に参加させていただいたんですが、参加される方が非常に少なく、参加されている方はことしの役員さんであったり、改正されて次の役員さんになられる方がほとんどで、実際の事業者で動かれている方というのが非常に少なく、来賓のほうが多いような感じも受けましたので、商工会の活性化にもつなげて、町内事業者の方の環境整備等も産業課のほうで積極的に行っていただければというふうに思っております。

それから、いろいろ調べておきますと、やっぱり景気が悪くなって、特に小さな工場と申しますか、製品をつくっているような会社は、海外にどんどん押されていって、日本から撤退していくようなところも多くて、自治体には事前の連絡がほとんどなくて、いきなり撤退が決まってもう後戻りできませんみたいな、そういう会社も多くあるように聞いております。

ですから、誘致企業会とか雇用の多いところの企業さんには、定期的に訪問されて、どんな状況ですかとか聞かれたほうがいいんじゃないかというふうに思っておりますが、そういう活動についてはいかがでしょうか、されていますでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 林議員御指摘のとおりでして、大刀洗町には誘致企業会というのがございますので、私もたまにはお伺いしたりして、御挨拶に行ったりしています。

つい最近、今大刀洗の業者では多分一番立派な会社ではないかと思えますけど、日本ハムの子会社で日本ドライフーズというのがありまして、そちらが福岡の全日空ホテルで品評会をやると申しますか、製品の。そういう案内がありましたので行ってまいりました。それで、できれば何か同じような子会社があちらこちらに点在しているらしいですけど、神奈川県かなんかにある会社が立ち退きをしなきゃいかんので、できればこちらのほうにぜひということで、今お願いし

ているところです。簡単にはいかないと思いますけど、そういうこともありまして、品評会などにも行ったりしています。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） わかりました。今後も継続して行っていただければというふうに思っています。

また、違う情報を申し上げますと、経済産業省が毎年統計をまとめて中小企業白書というものを公開しております。その中の創業、起業、新しく会社を始めたという方の調査結果によりますと、27%の創業者の方たちがグローバル成長型を目指しています。これは、今後3年程度の市場が全国もしくは海外を狙っていらっしゃる方、それ以外の70%の方たちが地域需要創出型で3年程度の市場が同一市町村もしくは県内というふうに報告が、この2013年度に上がっているものに対して報告が上がっております。つまり成長拡大思考の企業家よりも、地域に密着して安定的な事業継続を思考する企業家のほうが今はふえているというふうなふうにとれると思います。

なので、町内においても起業を促す施策等、もちろん今ある事業者の方を大切にすることももちろんなんですけど、それと含めて新しく何か始めようという方に対してサポートできるようなものがあればなというふうに思っています。

葬祭場に関しましては、町内にできましたけれども、多くの高齢者の方たちとお会いしてお話をすると、介護とかに関してはほとんど町外を利用されておまして、空き家を利用したデイサービスとか、グループホームとか、北野町のほうに行きますと一軒家でたくさんの御老人の方たちが一緒に住んでいるシェアハウスではないですけど、そういうものもたくさんできておりますので、行政が何かサポートすることで地域需要型の今後の企業が生まれるのではないかとというふうに私は思っておりますが、町長のほうはお考えはいかがでしょうか。創業に関するサポートというか、そういう支援に関しては。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 今、林議員がお話されたようなことはちょっと考えていませんでしたけれども、そういうことができれば支援してもいいと思います。

ただ、実をいいますと大刀洗町の場合は、全体的に全ての業種でずっと内向きなんですよね。余り積極的に外に出ていくとかそういうことをしないところです。長い間ね。特に、建設業なんか、私がよく知っている建設業関連でいえば大刀洗の業者はもうほとんど町内だけでやる方が多くて、外まで出て行って外である程度稼ぐとかというのは非常に少ないんですよね。町内で起業を、これから仕事を起こそうとする人たちがどのくらいおられるかわかりませんが、もしそういうことを希望する人たちがおられれば、支援していくような仕組みは必要であろうと、そ

んなふうにあります。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） 時々校区のミニデーとかに参加させていただくんですけども、ボランティアされている方が60代前半の男性の方とか、まだまだ活躍できるのになというふうな思いがあります。団塊の世代の方たちが実際自分たちで何か事業したいというふうなことも、一緒に一石二鳥ではないですが、町のためにもなってその方たちの働く場とかにもなるのであれば、今後考えていただければというふうに思っておりますので、期待をしながらお待ちしております。

それと、1つ目の質問に関しましては終わりにして、次に葬祭場ふるさと、大刀洗斎場ふるさとに関する質問に移らせていただきます。

今回質問するにあたりまして、3月議会では通告外だというふうに言われながらもお答えいただいて、今回は権限外だと言われるかなと思いましたがお答えいただきましてありがとうございました。

地方自治法の、報告をいただきました地方自治法の243条の3第2項を見ますと、事業年度ごとの報告を議会にすればいいというふうな規定がございました。ただ、いろんなほかの市町村を見ておりますと、兵庫県の西宮市では町が出資している第三セクターが、破綻というか、経営が悪化するにあたり、町がかかわっているにもかかわらず議会が全然かかわれないという問題があって、透明性に関して問題が生じております。

西宮市では、議員発議で第三セクター等に関与する条例というものを議員提案で可決しております。自治体が50%以上出資している団体については事業年度ごとではなくて、四半期ごとの報告を求めるとか、透明性を高めるために議員から情報公開を求めることができるなど、より厳格に求めておりますので、大刀洗斎場ふるさとの、これからの活動になるとは思いますが、株式会社としての自立と経営の健全性の確保を求めていただければというふうにあります。

答弁の中で、互助会についての料金の割引等、互助会についての検討、セット料金から、今既に加入されている方の対策等も聞きましたので、今後の動向を見つめながら早く町のほうに寄附がしていただけるような体制になっていただければなというふうにあります。

それで、さきに町長がお話ありましたようにあか抜けた田舎町にしたいと、私も全く同感です。1万5,000人しかいない小さな町ですけども、ニッチな分野で活躍している企業というのはたくさんあって、隙間産業というか、そういうところでも頑張っているそんな町はたくさん今後生じてくるべきだというふうに思っておりますので、大刀洗斎場ふるさとに関しましては、実際の事業も、実際の行政の業務も大変だと思いますけれども、そちらのほうにも近隣の葬祭業者の方とかと情報交換を密にしながら、今後早目に黒字化になるように頑張っていただければと思っております。何か決意がございましたらお願いします。もうなければこれで終わりたいと思



います。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） まだ始めたばかりでして試行錯誤といえますか、そういうところもござい  
ます。ただし、どこと言うわけにはいきませんが、専門の大手の業者から経営指導を受け  
ておりますので、それなりにやっているとっております。なるべく早くもって稼げるよ  
うになりたいとそんなふうに思っているところです。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） 多分この会場にいる中で私が一番若い、渡邊さんの次に私が若い  
30代なんですけれども、今後20年、30年たったときでも、新しいから使うというのではな  
くて、あそこはサービスがいいから使うというふうになってもらえるように、そんな運営をして  
いただければというふうに期待をしております。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） これで、林議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、8番、花等順子議員、中央演壇からお願いします。再質問について  
は発言席からお願いします。

#### 8番 花等 順子議員 質問事項

##### 1. 機構改革の目指すもの

##### 2. 食育推進と弁当の日の取り組み

○議員（8番 花等 順子） 8番、花等順子です。今回は行政の機構改革と食育推進について質  
問をいたします。

機構改革の目指すものについては、後藤議員の質問とダブるところもありますので簡潔に質問  
いたします。1と2については、後藤議員の答弁で詳しく述べていただきましたので省略して、  
後で必要なことをお尋ねしたいと思います。3についてお尋ねいたします。

7月1日から学校教育課が子ども課になります。近年福岡県の市町村においても、福祉課に位  
置づけられていた子育て支援係が子育て支援課に昇格したり、こども未来課やこども課が設置さ  
れております。それだけ子供支援にかかわる業務がふえ、重要になってきたあらわれだと思いま  
す。私も数年前からこども課の設置を強く望んでおりましたが、大刀洗町においては職員が減る  
中でなかなか言い出せずおりましたところ、今回教育委員会にこども課を設けるとのことで、驚  
きとそういう手もあったのかという感心しております。

教育委員会が学校教育だけでなく、幼児の育ちから一貫して見ていくことは意義あることだ  
と思います。一方大変なこともあろうかと思えます。そこで、子ども課の目指すものと今課題とし

て捉えてありますことがありましたらお尋ねいたします。

次に、食育について質問いたします。

6月は、食育推進月間です。食育推進月間にちなみ食育について質問します。

実は、昨年の6月も質問していきまして、大きく前進した部署と手つかずのものところがありますので、再度検証したいと思います。

平成20年に食育推進主管課を産業課と定め、健康福祉課、学校教育課と連携して平成21年に大刀洗町食育推進計画の骨子ができております。しかし、この骨子を広く知らしめることのないままになっております。

昨年の答弁で、大刀洗を頭文字に「た」楽しく、「ち」地産地消で、「あ」安全な野菜を、「ら」ライスを食べ、「い」命育む食事をしようをスローガンに食育推進計画を見直し、産業課が各部署を取りまとめ食育推進協議会を報告の場とするということでしたが、その後どのようなようになっておりますでしょうか。

次に、弁当の日の取り組みについてお尋ねします。先ほどの大刀洗町食育推進計画の学校、保育所における魅力ある食育推進の中に、弁当の日の実行、実施検討をうたっていました。それはともかく、小・中学校においては弁当の日を学力向上推進事業の中に位置づけられ、25年度からの完全実施に先駆けて24年度は本郷小学校において5、6年生を対象に弁当の日が試行されております。そこで、本郷小学校の弁当の日の取り組みから見えてきたことと、25年度の小・中学校の弁当の日取り組み状況についてお尋ねをいたします。よろしく答弁をお願いいたします。

再質問は発言席からさせていただきます。

○議長（長野 正明） それでは答弁を求めます。機構改革については重複するということでしたけども、通告はあっておりますので、子ども課の目指すものと課題、この答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、花等議員の質問の子ども課の目指すものと課題についてに答弁いたします。

大刀洗町では、子育て支援と教育環境の整備充実を政策の大きな指針の一つとしてまちづくりを推進しています。それを受け、大刀洗町教育委員会ではチルドレンファーストを合い言葉に子供たちの自立に向けたさまざまな施策を実行してまいりました。

特に、平成23年度には特別支援教育推進、総合推進事業の取り組みとして保育園、小学校、中学校の巡回相談を行い、平成24年度からは文部科学省の委託を受けまして、早期からの教育相談、支援体制、構築事業に取り組んでおります。これらの事業に取り組む過程で、小・中学校でやや発達に課題がある児童生徒の概数を把握しましたところ、約3割にも及ぶことが判明いた

しました。この状況を解決するには、就学前からの支援が必要であるとの認識に立ち、巡回相談を踏まえた保育園と小学校の連携会議の強化を図ってきたところでございます。

また、本町では学力向上推進事業を平成20年度から実施しており、この間、小学校と中学校の連携につきましては、情報交換会や授業の相互参観などもあり、一定程度前進してまいりました。しかしながら、保育園と小学校では保育と指導に一定の開きがございまして、それぞれ完結した保育や指導となっており、連携が必ずしも十分であるとはいえない側面がございました。

そこで、教育委員会といたしましては、幼児期から義務教育終了までの発達を一貫して継続的に支援する行政組織が必要であるとの判断から、子供行政全般を一元化した部署に改編すべく町長部局との協議を行ってきたところでございます。

そして、このほど町長から保育所、学童保育、子育て支援センター等の児童福祉に関する13業務について、地方自治法に基づく町長の権限に属する事務の教育委員会への委任の協議を経まして、6月4日の定例教育委員会に図り、学校教育課を子ども課に改めて、新たに子育て支援係を新設することが承認されたところでございます。

以上が、子ども課設置の目的と経緯でございます。

また、子供行政を一元化することでの利点といたしましては、1つ目、縦割り行政の弊害を排除し、乳幼児期から義務教育終了まで一貫した子供行政が行えること。2つ目、子供に関する窓口が一本化されることで、住民あるいは保護者にわかりやすく利便性がよくなること。3点目、課題を抱える子供にかかる情報の一元化を図ることによって、それぞれの特性に応じた保育や自立を促す教育の充実を図ることなどがあげられると思います。

課題といたしましては、厚生労働省と文部科学省が所管する児童福祉と学校教育の事業にかかわる人々の意識の垣根を越えて、スムーズに融合させることに多少の課題があるのではないかと考えておりますけれども、教育委員会といたしましては、一つ一つ課題を解決しながら、望ましい子供の成長を支援してまいりたいと考えております。

以上で、花等議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） それでは答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、花等議員の質問の食育推進計画の策定の進捗状況について答弁をいたします。

食育推進の活動については、昨年の6月定例会において答弁しましたとおり、関係する部署において独自の食育に関する施策を実行しておりまして、その結果、一定の評価を得ているものと思っております。

当町の食育推進の基本計画となるものは、平成21年6月に作成しておりますが、町全体にわたる具体的な食育推進計画については作成途中でございまして、現時点では冒頭に述べましたと

おり健康福祉課、学校教育課、産業課の関係部署においてそれぞれの推進計画に基づき活動を行っているところでございます。

したがいまして、今後産業課を中心にその取りまとめを行い、活動の実績を踏まえた上で、今年度中には大刀洗町食育推進計画として策定したいと考えております。

以上で、花等議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、花等議員の質問の本町の食育推進事業状況と25年度から本格実施される弁当の日の取り組みについて答弁いたします。

まず、質問の1点目、平成24年度本郷小学校の弁当の取り組みから見えたことについてであります。

大刀洗町教育委員会では、平成22年3月に策定しました第4次総合計画の中で、食育の推進の一つとして小・中学校における弁当の日の実施を掲げ、学力向上推進事業の中で各小・中学校の弁当の日を本年度より完全実施し、現在取り組みを進めているところでございます。学力向上推進事業に弁当の日を位置づけた理由は、食を通して家庭や学校内で望ましい人間関係を育成していくことが、児童生徒一人一人の学力向上や意欲へつなぐと期待されるからでございます。

そのために、昨年度本郷小学校では他の学校に先駆けまして、10月から2月にかけて5回の弁当の日を実施しました。その取り組みでの成果を3点述べます。

1点目は、弁当づくりを行ったことで子供や保護者の食に対する意識が高まったこととあります。年度始め4月と年度末2月に児童に取ったアンケート結果を比較いたしますと、食事が楽しい、食事のお手伝いをしているといった項目が伸びており、保護者からも食材や味つけなどについて家庭で話すようになったという声が数多く聞かれるようになりました。

2点目は、小学校1年生から中学校3年生まで、9カ年を見通した食に関する指導の全体計画と年間指導計画を完成させることができたこととあります。このことで、いつどの教科等でどんなことを学ぶのが明確になりました。また、栄養士や養護教諭、地域の方々と一緒に食について学ぶ必然性や価値が明らかになったところであります。

3点目は、食に関する全体計画及び年間指導計画の作成、食事のマナーなど給食の時間の指導や家庭、地域及び関係機関等の連携を行ったことによりまして、教職員が食に関する指導内容を意識して学習指導や給食指導、さらには保護者啓発を行うようになったこととあります。

次に、質問の2点目の小・中学校における弁当の日の取り組み状況についてであります。

本郷小学校、大刀洗中学校で先行実施を受けまして、現在次の3点に取り組んでいます。1点目は、各学校における弁当の日の実施の内容や方法、時期等について具体的な指導、助言を行っております。本年度は、全ての学校で食中毒発症の確率が少ない10月から2月の第3金曜日を

基本に、5回の弁当の日を実施するようにしております。

ちなみに、本年度は10月18日、11月15日、12月13日、1月17日、2月21日の5回を予定しております。小学校では、発達段階に応じまして1年生から4年生は自分でおにぎりをつくる、5、6学年は家庭科の学習を生かして自分で弁当をつくる、のように、段階的に実施するように考えております。

中学校は、本年度からコミュニティスクールに指定されたことを生かしまして、学校、家庭、地域が連携した食をテーマにした学習を位置づけ、その中の一環として弁当の日を実施するように計画しております。なお、11月16日土曜授業の一環としまして、この日にみんなで弁当をつくるということで、地域の方々をお招きしながらやることになっております。

2点目は、各学校へ食に関する研修を広げていくようにしています。本郷小学校、大刀洗中学校は昨年度から県の学校給食会の研究校に指定されておまして、小・中一貫した食育の創造といった内容で研究を進めておまして、11月1日に県全体へ向けた発表会を、2校を会場校として開催する予定にしております。教育委員会といたしましては、その研究の内容や方法について継続した指導、助言を行い、弁当の日を含めた研究のよさを町全体の学校で共有していきたいと考えております。

3点目は、弁当の日の啓発です。弁当の日が子供の学力の成長へつながる、大変価値ある取り組みであることを、保護者を中心に周知することを目的としています。そこで、本年度も弁当の日の創始者であります竹下和男先生の講演を、11月1日の研究発表会当日に保護者を対象に講演を予定しております。参加者は、一昨年度、昨年度の参加者に加えまして、多くの保護者や地域の方々を対象としておまして、町全体で子供がつくる弁当の日のよさを意識していただき、その基盤をつくりたいというふうに考えております。ぜひとも御出席いただければ幸いです。

以上のように、現在確実に効果の上がる弁当の日が実施できるように取り組んでいるところでございます。

以上で、花等議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 再質問があればどうぞ。花等議員。

○議員（8番 花等 順子） では、まず子ども課の設置のほうからお尋ねいたします。

答弁にありましたように、子ども課の設置というのは私はとて、子ども課を教育委員会に設置するというのは本当に画期的なことで、これからの行政といいますか、が楽しみといいますか、見守っていききたいところであります。

そこで、課題のところでも教育長が触れられましたけれども、児童福祉の視点というのが一つ大きく教育委員会の中に入ってきますので、そこで保育所の先生方の不安が、学校教育はとて

管理されている中で学校教育行政があっておりまして、児童福祉のほうは緩やかな中での、園に任せた行政があっている。その中での不安というのがあるのではないかと思われるんですが、そのところを教育長はどうお考えになっていますでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦学校教育課長。

○学校教育課長（大浦 克司） それでは、花等議員さんの質問にお答えいたします。

実は、この課を設置するにあたりまして、先日6月7日でございますが、町内の各園長さんにお集まりいただきまして、子ども課設置についての説明を行いました。確かに、児童福祉の部門と学校教育の部門とは違うわけでございますが、お話を重ねていく中で、園長さん方からは教育の視点から見てもらう部分もあっていいのではないかということで、その会議の中では全園長さんからも御理解をいただいたところでございます。それぞれ、全国的にも珍しい課の設置でございますから、確かにいろんな課題が出てくると思います。それにつきましては、一つ一つ課題について解決していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） この取り組みは先進地的なことにもなるかと思っておりますので、どうぞいい行政をしてほしいと願っております。

ここで、1つだけ質問しておりました流れの中で、議会初日にもお尋ねしましたんですが、4月1日に人事異動があっておりまして、6月議会で機構改革の上程というのは順番が反対ではないかと思うんですね。それで、3月議会においてなぜこの機構改革が上程されなかったのか、もう一度御説明願いたいと思います。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 花等議員の質問にお答えいたします。

4月1日で係の一部異動というものがございました。これについては、大規模な機構改革の中で大枠の中では捉える必要のない、本来あるべきところに仕事を移すというふうなところが主な視点でしたので、これは4月1日に行ったところでございます。

それでは、なぜ大規模な機構改革が今回の時期になったかというところでございますが、1点目としましては年度末年始、これについては公にかかわらず民間でもそうだと思いますが、かなり繁忙な時期でございます。この時期に大規模な機構改革を行うということは、日ごろの住民サービスの低下にもひいてはつながるのではなからうかというところで、まず行わなかったということが1点でございます。

次に、2点目としましては花等議員に御紹介いただいております子ども課についてでございます。これについては、昨年12月末、東京で全国教育長セミナーというものがござい

まして、こちらに倉鍵教育長が参加されました。ここで、長野県富士見町教育長のほうから子ども課の取り組みというものの説明があったと。これを、倉鍵教育長持って帰られまして、うちのほうでもできないかということが初めて論点に上がったところでございます。

ただ、教育長の中の答弁でもありましたように、厚生労働省と文部科学省の所管違いというところで、これはやはりうちの町の中でもどうしてもやはり意識の違いというところがございまして、なかなか議論がまとまらないところがございました。これで、やはり実地でまず、実地で現場がどういう対応しているのかというのを見ていくべきではないかということで、2月26日に関係担当者が視察に参ったところでございます。

そういったところで、ある程度いけるんじゃないかというふうなところで、実地を見た上で判断できたわけでございますが、今回の機構改革は重要な点を申しますと、安丸町長の2015年への羅針盤というところの3本柱がございまして、子育て支援と教育環境の充実、町民の皆様の健康増進、地域コミュニティの活性化、この3本柱をより効率的に、そして強力に推進できる組織づくりというところで行うことがございまして、この中の一つが子ども課でございますが、日ごろ安丸町長ですね、スピード感を持ってということで、今回についても取り組んだところでございますが、やはりこれだけの大規模な機構改革でございますので、慎重審議を重ねたと。その結果が、この時期になったということでございます。

以上、花等議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 機構改革、本当は3月に上程したかったけれども、諸般の事情で6月になったという解釈をしたいと思っております。それから、企画財政課を廃止したというのは、以前は総務課に財政係がありまして、20年近く前に企画財政課に昇格をいたしております。その中で、今度財政課を総務課の中の財政係にしたという、何か理由があったら地域振興課の設置とあわせて答弁願えたらと思っております。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 花等議員の質問にお答えいたします。

従来の企画財政課の中にあります企画系の業務ですね、これについては例えば総合計画のような内部管理的なもの、もしくは地域に根ざしたところの企画といった業務ということで、違った2つの面の顔がございまして、今回厳密にいきますとこの企画系の業務を、いわゆる内部の総合計画のような内部管理的なものは総務企画係のほうに移したと。その企画の中でも、企画係の中でも地域に根ざすような事業については、自治振興係のほうに移したということで、従来の企画業務を2つに分けたような形でございます。

この内部管理的な総合計画というものは、どうしても財源措置というものを踏まえながら計画

を進める必要がございますので、従来の財政係が企画財政課にあったものを、総務企画系の業務とあわせて総務課のほうに、計画と財政を連動するような形で移管したということでございます。以上、終わります。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 以前、企画財政課をつくったときは都市計画ですとか、いろんな企画に関する業務がふえてきたということもあって、それまでは企画課とか、企画に関することは少なかったんですけど、そういうことで企画財政課ができたのかなと理解しておりますが、今回においてはそれをより地域づくりとか、地域に密着した自治振興により力を入れたいということでの行政改革だろうと私は理解しております。

今度の行政改革については、財政課を総務係に入れるのが妥当かどうかというのは、妥当なのか、独立させているのがいいのかというのを私、ちょっとそこら辺の判断はつきませんが、おおむね国保の医療係が健康福祉課に入りますとか、こども課の設置とかというのは健康づくりと医療費の削減の一元化ができるとか、在宅医療の確立が進められていくというところでは、評価をいたしております。

というところで、最初の質問は終わりたいと思います。

次に、食育について質問をいたします。

食育に関しては、先ほど答弁がありましたように、本年度中に食育推進計画を作成するということですので、つくるだけでは余り意味がありません。ぜひ、関係課や住民と連携して情報を共有することによって食育の推進がなされると思いますので、そこら辺を具体的にどういうふうなことでなさっていかうとされているのか、担当課長にお尋ねいたします。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） それでは、花等議員の御質問にお答えいたします。

具体的にというふうにおっしゃいましたけども、産業課と学校教育、それと健康福祉ですか、こことお互いに持っている食育に関する施策と申しますか、そういったものを私たち産業課のほうで取りまとめて、もう何のために食育を行うのかというのを念頭に置きまして推進計画を立てていきたいというふうに考えます。

その、普及の仕方につきましては、広報、パンフレットあるいはいろんな組織の方に、機会あるごとに食育に関してお互いに検討しましてつくっていききたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 作成過程をしっかりと見守っていききたいと思いますので、よろしくお願いたします。



次に、弁当の日についての再質問ですが、先ほど教育長の答弁の中に、本郷小学校のアンケートの話に触れられました。私も、アンケート調査の結果表をいただきまして、5月と12月にアンケートを取られたその結果を見ますと、やっぱり弁当の日をつくることによって向上した部門がたくさんあります。その中で、望ましい人間関係をつくるというのが大きな課題の一つだということでしたが、そこに関してはとてもいい方向に向いているなというのを、このアンケート調査の中から感じたところです。

先生に、弁当の日の効果をお聞きしましたところ、笑顔が多くなったという返事がありまして、それはとても簡潔ないい答えだなとうれしく思ったところです。それで、答弁にはありませんでしたけれども、本郷小学校には父子家庭ですとか、ネグレクトの家庭っていうのはないそうなんですけど、他校においてはこういうところが心配されるかなと思います。そこについての配慮をしっかりお願いしたいと思っております。何か御答弁があればお願いいたします。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 花等議員の御質問にお答えしたいと思います。

この弁当の日をやるときに、一番問題になるのがいつもそういう父子家庭、母子家庭、いろいろ、なかなか難しい状況に置かれている子供たちはどうなるんだというのがございます。だから反対だということでもなかなかこの弁当の日が広がっていかないというのは、それが最大の原因だと思います。

しかし、竹下先生も言われましたように、それをほっておいたらじゃあいいのかと、課題のある子供にはさせないということでパスしていいのかということが、やっぱり一番問題でありまして、私たちは配慮できるところは配慮しながら、例えば難しいとするならば、例えばおにぎりだけでもいいといったようなこととか、そういう具体的な配慮をしながら、またやっているところでありますし、特にうちは児童養護施設がありますが、この入る前に児童養護施設とも一応協議をいたしましたら、自分のところでは全然問題ないと、そういうことがあれば積極的に参加したいというふうにも言われましたので行っているところです。

一番の課題は、言われましたように最近是非常に多いのがネグレクトですね、ほとんど朝御飯もつくってやらない保護者の方がおられるとか、髪も洗わない、風呂にも入らないというような状況が少しずつ多くなってきたというふうに思います。ですから、その子供たちがお母さんと向き合える、あるいはお父さんと向き合えるようにするためにも、この弁当の日を手がかりとして親子の対話を図っていただくような方向に持っていきたいと思っておりますし、担任の方からも具体的な保護者へのお願いをしているという状況でありまして、今のところほかの小学校も若干の試行をしていただいたんですけども、その段階でどうしても保護者の協力が得られなくてだめだったという例は伺っておりませんので、それなりにきちんと理解をしてもらったんだろうというふ

うに思っていますが、今後とも配慮につきましては学校と相談してまいりたいと思っております。  
以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 全く同感でありまして、家庭環境の厳しい子ほど自立もしていかな  
くはなりません。どうぞそこら辺を配慮をいただきながら、すばらしい弁当の日が実行される  
ことを願っております。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） これで、花等議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） ここで、休憩をいたします。午後は議場の時計で1時より再開したいと思  
います。（発言する者あり）それでは、お昼時間に近まってきましたけれども、引き続き会議を  
開いてくれという御意見もあります。じゃあ、ここで開くか開かないかはもう、これ多数決でい  
きます。このまま引き続き会議を開いていくか、休憩をするか、決をとります。このまま会議を  
続けたほうが良いと思う議員の方は挙手願います。

挙手多数です。じゃあ、このまま会議を続けます。

次に、4番、平山賢治議員、中央演壇からお願いします。再質問については発言席よりお願い  
いたします。

4番 平山 賢治議員 質問事項

1. 福祉と地域経済を守る取り組みについて
2. 学童保育の充実について

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山でございます。議決をいただきまして、午前中に立たせ  
ていただくことになりまして、感謝申し上げます。

ただ、可及的速やかに終われという大変視線を感じておりますが、私どものお願いしている項  
目を取り上げただければ速やかに終わると思われまして、どうぞよろしくお願いいいたします。

今回は、国や町の経済的な面から質問させていただきますが、先ほどから他の議員の質問でも  
あります、また町長の答弁にもありますように、どなたでも今の日本や大刀洗の町内の景気をよ  
くしないといけないと、それから暮らしをよくしたいと、財政もよくしたいという点に関しては、  
全ての方が同じお気持ちであろうと思えます。しかし、どうやってその景気をよくしていくのか、  
それから今の政策が正しいのかについてはけんけんがくがくの議論があるところでございます。

私どもといたしましては、今回のアベノミクスによる3本の矢というものがしきりに宣伝され  
ておりますが、その実態というのはごくごく一部の富裕層にのみ恩恵のある制度でありまして、  
大多数の国民にはさらなる所得減と負担増のダブルパンチと、ここですます消費と経済が落ち

込み、私どもは誤った政策であると思っております。また、世論調査におきましても8割の国民がこの景気回復の実感なしと答えております。

景気回復の実態もないのに株価を上げたり、物価のみを上げるなどとは、過去のいかなる経済学の本をひもといてもそのような有効的な方策は書かれていないのではないのでしょうか。今やるべきはまず国民の所得を暖め消費を拡大すること、すなわち労働者の給与の引き上げ、年金の保障、雇用の確保といった生活の安定と将来不安の解消のための政策こそ必要であります。

また、一部の多国籍企業や富裕層に蓄積されている内部留保や登記による所得を、給与や応能負担の税制等できちんと社会に再配分することが最も大事ではないのでしょうか。

要するに、現在の税政ではお金が上にばかりたまって下に配分されないからますます経済が回らなくなる。企業もですね、大企業も現在は儲けてはいますが、長い目で見ますと結局は消費者にお金が回らない、労働者に利益が分配されておらないのもものが売れない、自分たちの企業活動の首を絞めることになるわけです。

これがその資本主義経済の持つ根本的な矛盾なんです、これを政治が介入して解決しなければいけないのに、日本とアメリカだけがどんどん逆のほうに、この矛盾を広げるほうにかじを切っている。つまり、要するにどんどん二極化が進んでいっているわけですね。アベノミクスはその集大成といえるものではないのでしょうか。

資本主義経済を末永く続けていきたかったら、つまり企業が利益を上げながら、その利益の一部を社会に還元してまたものを買っていただくという経済活動を末永く続けたかったら、現在のこのやりたい放題の経済政策にこそメスを入れなければなりません。

本当は、政権を持っている政党がやらなくてはいけないんですが、なぜか日本共産党はこの資本主義を守る立場で政策提言をするという不思議な今状況になっているわけでございます。その中で、とりわけセーフティネットと呼ばれる最低限の社会保障すら削減していく決定が矢継ぎ早になされております。

1つは、生活保護基準の引き下げであります。先進国の中では、ただでさえ給付の低い日本の生活保護基準をさらに引き下げることが決定をいたしております。この中で、マスコミをフル動員して生活保護バッシングの大キャンペーンが展開され、申請そのものが恥じであるとか、恥ずかしいとか、それから不正受給が横行しているなどの誤った宣伝で世論を誘導したことは批判されなければなりません。

生活保護の切り下げは、ひとえに受給者だけの問題ではございません。ほとんどの方は自分は生活保護を受けていないから、この切り下げは関係ないと思っていらっしゃるかもしれない。しかし、実際はそうではありません。生活保護基準は日本の最低限度の生活を保障する基準となる金額でありますから、この額を基準に決定する制度がたくさん存在するわけでございます。税制や

福祉の諸制度、それから最低賃金、課税最低限、あらゆる制度にかかわってくるこれは引き下げであります。

そこで質問でございますが、生活保護基準の引き下げが実施された場合、こうした町の諸制度への影響はどうか。中には市町村単独で行っている事業もあると思いますが、生活保護基準の引き下げに伴って変化が生じる場合に、町としてどのような対応を考えているか問うものです。

2点目に、住民所得の減という問題では、年金の切り下げも大きな問題であります。今年から3年間、2.5%の引き下げ、年金受給者の多い地方ではさらに大きな打撃であります。ただでさえ少ない年金を削減することは、個人の生活が成り立たなくなることはもちろん、総額で見ると町内所得や納税にも多大な悪影響を及ぼすと考えますが、その影響見込みはいかがでしょうか。

3つ目に、経済的に豊かでない世帯に対して就学援助、児童ですね、子供の——児童がいる御家庭に対しての就学援助の制度がございますが、これも条件に該当すれば全員受けられる、自動的に受けられるものではなく、申込書で申請して認定する主義のため、該当する方が全員受けられるという制度ではございません。当町といたしましては申請率は、利用率は近隣自治体と比べてどうか問うものでございます。

また、2010年より国の指針といたしまして、就学援助費の中にクラブ活動費、児童会費、PTA会費もその援助に算入する旨の通達があると承知しておりますが、実際の運用に反映されているか問うものです。

4つ目です。地方公務員の給与削減につきまして、これは開会直後の町長の御挨拶でありました、引き下げないという挨拶がありましたけれども、改めてここで確認しておきたいんですが、今年度は平均7.8%の削減を求められておりますが、これもまた個人の生活にも地域経済にも大きな影響を及ぼすものであります。町の対応を問うものであります。

5点目でございます。これも何度か申し上げてきたことですが、町の窓口には生活に逼迫された方がよく来られるということで、よくそういう町内の住民の方の生活をよく御存じな組織であると思いますが、そうした方の生活を向上させていくというのが地方自治の本旨でもあると認識しております。

例えば、税金を払えない方が窓口に来て、こういうふうに苦しいんだと。支出がこんなのがあって苦しいとおっしゃる。税務課では分割でもいいから払ってくださいとお願いするわけですが、各課で担当のそういう救援制度なり援助制度をお持ちなわけですが、さらに一歩踏み込んでその方の生活状況を具体的に把握し、収入や支出、生活習慣など、幅広い面からその方の生活を判断し、総合的なアドバイスを行える横断的な部署が求められているのではないかと思います。

これは、他自治体でも民間委託、あるいは県においてもそういう生活改善支援事業ということ

で取り組まれているわけですが、近年これは注目されている取り組みでございます。生活の改善のみならず町民所得の向上や税収の増にも結びつけられる政策ではないかと思えます。町の見解を求めます。

最後に、大きな2点目でございます。学童保育についてでございますが、ただいまそれぞれの運営委員会が行っていることから、ハード・ソフトさまざまな課題があるのは承知しておりますが、町として現在どのような課題があり、今後どのような支援、充実のためどのような支援があるか問うものであります。とりわけこの7月から子ども課を設置するとすると、学校との連携もより密に行える可能性が広がるのではないかと、この前提を踏まえて質問するものです。

以上、答弁よろしくお願いたします。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、平山議員の質問にお答えをいたします。

まず、大きな1番目の福祉と地域経済を守る取り組みについての中の1番目ですね、生活保護基準の切り下げが実施された場合、町の諸制度への影響は。それらに対して町はどのように対応するのかについてですが、生活保護基準の切り下げについては、このほど成立した国の平成25年度当初予算において、生活保護基準を平成25年8月から見直す旨が盛り込まれているところです。

国においては、生活保護基準の見直しを平成25年8月から平成27年度までの3年程度をかけて段階的に実施するとしております。町の諸制度への影響でございますが、生活保護基準が切り下げられますと、個人住民税の非課税限度額が下がることとなりますので、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料などの算定、高額療養費などの所得区分、就学援助、障害福祉サービスなど、その影響は多方面に及ぶことが考えられます。

次に、それらに対して町はどのように対応するのかでございますが、平成25年度の生活保護費の切り下げ額は、国の試算では町村部で月に約1,000円から5,000円程度の減額とされております。住民税の非課税限度額については、今年の課税は既に終わっておりますので、今年度において影響はないものと考えております。今年以降については、現時点で国においても平成26年度以降の税制改正を踏まえて対応とされていることから、今後の国の動向を見極めて、当町としての対応を検討していきたいと考えております。なお、今回の改正による平成25年度の影響については、現在行っております生活相談などで対応できるものと考えております。

以上で、まず平山議員の1番目の質問に対する答弁を終わります。

次に、2番目の質問の年金の切り下げによる町内所得への影響はどうかについて答弁いたします。

昨年11月に、改正国民年金法を含む国民生活に直結する重要法案が成立し、ことし10月か

ら年金給付額が減額されることになっております。法改正の趣旨は、過去の物価下落時において年金給付額を据え置き、本来の水準よりも払い過ぎになっている特例水準を解消することにあります。具体的にはことし10月から現行の給付水準よりも1%、26年4月にはさらに1%、そして27年4月には0.5%、段階的に切り下げられ3年間で合計2.5%の減額が行われることになっております。

当町における公的年金受給者数は2,493人でございまして、そのうち町県民税を納付されている方は922人いらっしゃいます。平成25年度課税データによると、今回の減額措置を反映した年金所得は10億395万円、納税額は8,074万9,000円、うち町税5,249万円でございます。なお、年金所得者の所得計算方法は、65歳未満の方については収入70万円までが所得ゼロ円、65歳以上の方については収入120万円までが所得ゼロ円でございます。この超過分を計算に当て込み所得として計算することになっております。

町県民税を納付されている年金所得者について、本年度の減額対象は10月支給分からで、これは年間支給額の半年分にあたります。したがって、実質0.5%の減額で試算してみたところ、年金所得について約502万円の減額となり、納税額にあつては約44万円ほどの減額が見込まれております。なお、この中には年金以外の農業、給与その他の所得も含まれますので、一律な計算のもとで実態をあらわすことはできません。先ほど申し上げた額は、あくまで参考として概数を示したものであることを御理解ください。

いずれにしても、以上のような年金引き下げによる所得の減少は、税収にも影響が及ぶことであり、町としては今後の情勢を注視してまいりたいと考えております。

以上で、平山議員の2番目の質問に対する答弁を終わります。

次は、3番目の質問は教育長、交代します。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、平山議員の質問の就学援助の申請率は近隣と比べてどうか、国の方針は制度に反映しているかについて答弁いたします。

まず、就学援助制度の概要を簡単に説明させていただきます。学校教育法では、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされています。同法に基づき、大刀洗町教育委員会では大刀洗町立の小学校、中学校に在学する児童及び生徒のうち、経済的な理由によって就学困難な児童生徒に対し、必要な援助を行っております。

それでは、1点目の就学援助の申請率は近隣と比べてどうかについてですが、大刀洗町での平成25年度の申請状況は、児童生徒1,251人に対し、申請者が90人で、率に換算しますと約7.2%になっております。近隣の3市1町を調査しましたところ、久留米市では約2.2%、

小郡市では約15.2%、うきは市では約9.9%、筑前町では約9.1%でありまして、久留米市、小郡市の申請率は近隣の中では高くなっておりまして、大刀洗町、うきは市、筑前町では10%以下で低い状況でございます。

次に、2点目の国の方針、クラブ活動費等の算入は制度に反映しているかについてでございますが、大刀洗町教育委員会では生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるもの、準要保護者に対し、学用品、就学旅行費、給食費、校外活動費、医療費の援助を行っております。

文部科学省が平成22年度に対象費目を拡大いたしまして、クラブ活動費、PTA活動費、生徒会費が追加されたところでございますが、現在平成17年度以降、準要保護者に対する国庫補助が廃止されまして、一般財源化されていますけれども、把握している限りにおきましては、福岡県内では春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市等でクラブ活動費を反映させているとのことでございます。近隣市町及び大刀洗町では、現在のところ反映はさせておりませんが、今後につきましては検討してまいりたいと考えております。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 次に、4番目の質問ですね。国の言う地方公務員給与の削減について町の対応はについて答弁をいたします。

平成25年1月28日付で、総務大臣より福岡県知事宛てに地方公務員の給与改定に関する取り扱いなどについて要請があり、2月21日に福岡県企画地域振興部市町村支援課から県内市町村に対し、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与削減措置を踏まえ、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請があったところです。

大刀洗町におきましては、国家公務員の給料を100として比較しますラスパイレス指数が平成24年4月現在、国家公務員の給与削減前の試算値としまして97.7%で、国家公務員より低い水準にあります。給与削減後と比較しますと105.8%となり、基本的な考え方から申しますと平均で5.8%の削減を要請されていることとなります。

この削減要請には、ラスパイレス指数の基礎となる職員の給料月額のほか、各種職員手当のみならず、私ども特別職はもちろんのことですが、区長や消防団員など地域の皆様の御理解と御協力によるところが大きい非常勤の特別職、議員、非正規職員の給与についても国に準じて削減する内容が含まれておりました。なお、国においては各自治体の取り組み状況を公表することとし、7月実施に向けた取り組み状況の調査を随時行っております。

さて、以上のことを踏まえ、当町の対応をどうするかですが、本定例議会における初日の挨拶で申し上げましたように、国の要請による給与削減は実施しない方針でございまして、職員団体に対しては5月9日に交渉の場を持ち、給与削減を行わない旨の考えを伝えたとところでござい

す。

その理由を再度申し上げますと、まず1点目として今回の要請が地方自治の本旨をないがしろにする地方公務員の賃金決定への不当な介入であること。また、2点目として国に先立ち、かつほかの団体と比較して積極的な行財政改革や職員数の削減を実施してきたことなど、総合的に勘案したことによるものでございます。具体的な数値については、先日の挨拶で類似団体との比較数値を示したとおりでございます。このような状況の中で、国の要請による一方的な給与削減を行い、職員にさらなる負担を強いることは職場全体の士気にかかわることと考えております。

今回の方針について、皆様に御納得いただけるよう、全職員一丸となって今まで以上に業務にあたっていきたいと考えておりますので、議員及び町民の皆様方におかれましては、以上の事情を御賢察の上、当町の対応方針に御理解賜りますようお願いをいたします。

以上で、平山議員の4番目の質問に対する答弁を終わります。

次に、5番目の質問の、住民の生活を支援し、所得をふやすため、借財などの問題も含めた総合的な生活アドバイザーの役割は重要と思うがどうか、及び法律専門家との連携の強化はについて答弁します。

議員御指摘の諸問題に関する生活アドバイザーの必要について理解はいたしております。しかしながら、現時点で当町独自の相談窓口は開設しておりませんので、生活困窮者などの対策としては、社会福祉協議会において行っている民生委員、人権擁護委員、弁護士などによる各種心配事相談事業や生活福祉資金の貸し付けなどにより対応してまいりたいと考えております。その他、特に金銭面の問題につきましては、グリーンコープ生協福岡が福岡県と協働して行っている生活再生事業を利用していただければ有効だと考えています。

この事業は、多重債務に陥らないための予防や、陥ったときとその後の支援やサポートなどをしていく事業でございまして、借金問題、貸し付け、家計改善などの相談を受けております。相談料は無料で、場合によっては法律の専門家を紹介いたします。当町としましては、今後は関係部署間の連携、また、法律専門家を含めた関係機関との連携を図るとともに、町民の皆様に対してはパンフレットなどで各種事業を周知するなど、その対応にあたりたいと考えております。

以上で、平山議員の1番目の大きな質問の5番目の質問に対する答弁を終わります。

次に、大きな2番目ですね。学童保育のさらなる充実のため、今後町はどのような支援・改善が必要と考えるかについて答弁をいたします。

当町の学童保育については、平成12年から校区センターを利用し、小学校の保護者会に委託する形で始めております。その後、平成16年に菊池学童保育所を、また平成18年には本郷学童保育所を新設いたしました。平成22年には大堰小学校、平成23年には大刀洗小学校の校舎の耐震工事にあわせて、また同じく平成23年に本郷小学校体育館の改修工事にあわせて、それ



ぞれ小学校内に学童保育所を新設してきたところです。このように、学童保育所の新設に関しては、それぞれの地域の要望に沿った形で充実したものとなってきたと考えております。

現在のところ、町内の学童保育は順調に運営されており、町内4カ所の学童保育所からの特段の要望などはされておられません。しかしながら、学童保育のさらなる充実のためには指導員の確保の問題、毎年入れかわりがある保護者会役員による運営、児童確保の問題などは想定されることから、このような問題については大刀洗町学童保育所連絡協議会との連携により、保護者や指導員の意見などを取り入れながら、改善に努めてまいりたいと考えております。

以上で、平山議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 答弁が終わりました。再質問があればどうぞ。平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） では、再質問をさせていただきますが、まず1点目の、大きな1つ目のその4つ目の職員給与の削減については、今回は行わないということにつきまして、私は大いに評価したいと思います。

まさに、職員の賃金が労働者本人に与える影響、それから地域経済に与える影響というのは、これは果てしなく大きいということで、地方6団体も大いに反対していらっしゃるわけですが、町長もそういう自治権への侵害であるとか、地方自治への介入であるとかいうことは、全く私もおっしゃるとおりであると思いますので、こういった決断をされたことについては、大いに評価したいと思います。

そこで、まず公務員、それとラスパイレス指数も実際には例えば向こうは95というけれども、向こうは地域手当が別に入っているとか、部長級以上はラスパイレス指数の中に含まれていないとか、いろいろ地方のほうからそういう文句がありますので、だからそういうところもフェアにそういう議論をやっていかななくてはいけないと思っております。また、そういう地方公務員給与をさげない、と今回の削減にはのらないということは大いに評価申し上げたい。

そこで、1つ目に戻るんですが、これと同様に、同様にといいますか、さらに経済的に苦しくて生活保護を受給されている、あるいは国民年金でいうと月5万円程度の、満額であっても月5万円程度のわずかばかりの年金が削減されるということは、例えば1年目にあってはその減少額は少ないかもしれないけれども、今後国がどうやってくるかもわからないし、実際にさがってくることによってさまざまな課税最低限にも影響が出てくると。

こういうことになりますと、町においても大きな所得減が起きる。それから税収減が起きる以前に、所得が減るということは消費も減って行って、それが何倍、何十倍にも影響が起きてくると思うんですが、まず最初に町長の見解をお尋ねしたいのは、そうした生活保護の今回の国、政府による切り下げとか、また年金を切り下げていくという、この措置が町を預かる町としてどのように評価されておるのか、その辺をまずお伺いしたいんですが。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） まず、職員給与の削減については、私が就任した当初からいづれ地方交付税が減額されるような時期がくるかもしれないから、とにかく職員を減らしていくと。そして、職員を減らして給料を下げないんだと、そういうことでずっと取り組んできましたから、今回のことも国からの要請があっても、それはもう十分今まで対応してきたことだからやらないということに決めたんですけれども。

年金とか、そういう国が決めたことに対して、町が今独自で特別に対応するというようなことは、今のところちょっと考えてはおりません。とにかく、そのあなたが言われるようなことをいろいろすればいいんでしょうけれども、やはりこの町の規模、財政規模等を考えると、かなり慎重にやらないと何でもプラスプラスというのはなかなか難しいのではないのかなとそういうふうに思っています。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） まず、どう対応するかじゃなくて、こういうことを国が住民に、1万5,000人の住民の結構な額ですよ。年金、大体、総支給額が何十億あります。それで、所得は10億出てるわけですから。それから、生活保護という一番のセーフティーネットのところを削ってくると、こういう国の措置に対してどういうお考えを持って、まことにやむを得ないとか。要するに、公務員の給与はもう下げるとするのは、自治権の侵害だと、けしからんと。で、本当は地方交付税というのも地方固有の財源なんだから、あれを勝手に削ってくるとするのは、大体おかしな話なんですよ、向こうが。だから、そういうこともある。で、さらにそれよりも深刻な部分として、生活保護の削減とか年金という一番根幹、低所得の根幹をなすものを、その町民所得を国が削ってくると。これに対して、やはり町長は物を申すというかそういう立場に立たないといけないんじゃないかと思うんですが、何をやるかどうかは別にして、その辺のお考えを。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） もともと物価が下がったときに年金を下げるべきであったと、それを下げないで来たからそれを修正するということですよ、まずは。ですから、そういうことになると、何かじゃあ独自で、私が何かということちょっとなかなか考えにくいところだろうなとそんなふうに思っていますけれども。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 物価スライドというものもあるけど、私はいろんなインチキがこの中に含まれていて、実際には、そのいわゆる低所得者は、価格が下落の恩恵を受けるというのは所得の高い人なんです。ですから、低所得者みたいなそういう生活必需品の部分に多くの支出を頼

っているような部分の人たちってのは、この物価、仮にその物価スライド、物価が下落したとしても、ここの恩恵を一番受けないんですよ。ですから、全体的に、もし公平な目で見ると、その物価下落が起こったとしても、この低所得者の部分にはそのままその数字は当てはまるのは、私は大間違いだと思っています。

それから、その物価下落の中に、その物価スライドの中には、そういう税の負担が上がっているとか、いわゆる保険料の負担が上がっているというその税負担上昇率なんかは、もう全然含まれていない。で、この10年間で大きく税負担が上がっているわけなんですけど、物価は下落しているというから、まさにその物価下落ということ、その判断自体、私は間違っているんじゃないかと。

それから、一般的には、こういう社会保障というのは物価が上昇した場合には上げるんだけど、物価下落した場合には、こういう給付を下げるといふところはあんまりないんですよ。その物価下落、物価が下落しているというか、要するにデフレなんですけど、デフレを改修するためには、デフレに合わせて給付を下げたんだって今のようなことになってますよね。どんどんどんどん下げ合いになって、もう民間と公務員とか、年金と生活保護が下げ合って、どんどんどんどんもう果てしないデフレスパイラルに陥って全く出口が見えん。ですから、仮に物価が下落したとしても、そういった最低保障の給付を下げるといふこと自体が、まず、発想が間違っていると思うんで、同様、例えばそういう今回の地方公務員給与の削減の問題もありましたが、それよりも、さらに深刻な問題として、今回の年金なり生活保護基準の切り下げという点については、やはり1万5,000人の町民を預かる立場で、これは激しく厳しく、やっぱこれは国にも物を言っていたきたい。で、議会としても、こういった町民所得を奪うような、景気をさらに冷え込ませるようなことはするなということ、お訴えしたいと思います。今回の議会でちょっと言えるかどうかは微妙ですけども。

そこで、ちょっと中身に入っていきますが、生活保護制度につきましては、町村においては県が管轄されるわけですから、福岡県の福祉事務所がその申請なり認定を受け付けるわけですが、例えば、そうしますと今もう大刀洗の役場にそういう生活に困られた方が相談に来られて、生活保護を申請したいんだということを口頭でおっしゃられた場合に、実際にはどういう、一般的にはどういう手続で、県のほうに相談を受けておつなぎしていると思いますが、具体的には、そういうのはどういう流れを今されているんでしょうか。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） ただいまの御質問にお答えいたします。

町民の方ですと、もちろん窓口のほうをかって御相談に来られる。または、民生委員さん等から御相談があるということが、まず最初の取り組みになってきます。それで、内容をお聞きしま

して、福祉事務所のほうとおつなぎをして、内容を確認して保護の判断をしていかれるというふうになっておると思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 生活保護の金額、基準の切り下げとあわせて、今月の初めにもう一つ重大な法案が通りまして、これは、窓口で口頭の申請は原則的に受け付けない、基本的に、もう書類を出していただきたいということで、現在全国の市町村が行っている生活保護の窓口水際作戦といいますか、窓口でできるだけ書類を受け付けないというような改悪が、これは今度実施されるようになっております。そうなりますと、大刀洗町では、これは実際には申請を受け付ける窓口ではないけれども、実際にそういう方が来られた場合に、その改悪がなされた後であっても、きちんと県に対してそういう申請の書類をお手伝いするなり、事情をよく聞いて県に紹介すると、おつなぎすると、この点については、これまで同様の体制でやっていただけるというふうに期待してよろしいですかね。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） ただいまの御質問にお答えします。

ただいまの御質問の内容については、町のほうとして現在のところ、対応として変えるところは考えておりませんので、福祉事務所のほうにその御相談、内容について十分お伝えしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） そうであったら申請の窓口が、向こうが狭くするというか、厳しくしていくわけですから、より申請に、相談なり申請の意思がある方については、やはり町がこれまでより懇切に、書類なりその状況っていうのを把握すると。その辺を周知徹底していただきたいと思います。

それから、その生活保護についてはもう一言言いますと、大体今200万人ぐらい全国で生活保護受けてある方は。ところが実際に、この現在の、世界的に見て低いこの生活保護基準の中でさえ、実際にはこれを下回っている人があと800万人ぐらいいらっしゃるという、すなわちこの現在生活保護を受ける権利がある方は、1,000万人今日本にいらっしゃると言われております。だから、10人に1人は生活保護を受けていいんですね。実際、ところが200万人しか受けてないと。例えば、年金で月5万の満額の年金いただいている方でも、不足分については当然受け取っていいわけだから、そういうものはどんどん実際に、申請を推進していただいて、その景気、生活の底上げをしていただくと。それによって、景気も財政もよくしていくという、そ

こら辺の底上げの発想がないことには、やっぱり今回の改革も失敗するのではないかと考えております。その人たちがよくなることも大事だけれども、全体の経済を考えて、そこら辺にきちんと手当をしていくと。その辺、手当をしていかなかったから、このようなスパイラルが続いていくと私たちは見えています。

私もそういう生活保護の相談を受けるんですけど、やっぱり入院医療費がのしかかったり、ぎりぎりの生活をされている、それから、フルに働いていらっしゃっても低い賃金でなかなか家族を養っていくのは難しいという、普通の家族でそういうことが、今この10年間、非常にふえてまいりました。それともう一つは、政府がマスコミをフル活用した生活保護攻撃がございました。これで受給すべき人の足がとまっているというのは実際に感じております。相談が減りました。ですから、本当に受けたほうがいいと、受けなければならない人が、今相談に行く足がとまっているということで、今後、病死、それから餓死。餓死、今は大変問題になっておる、このような先進国で年間1,000人を越える餓死の方が出ているということで、もうちょっとあり得ないと思いますが、悲惨な社会がますます進んでいくんじゃないかと考えております。そこについては、町はせっきくその福祉事務所を持っていないという立場ですから、きちんとその公平な立場で住民の福祉を守る立場から、今後ともその福祉事務所との連携を密にして申請には当たっていただきたいと思えます。

それから、実際にどういう影響があるかについては、先ほど御答弁いただきましたが、まずはその課税最低限が生活保護基準に基づくわけだから、保育料とか地方税、諸税、町税ですとか、それから保育料、それから先ほど言いました就学援助とかその辺の対象の基準も、これは下がっていくということが当然考えられるわけですね。それで政府が出した政府の考えとしては、その税制改正に踏まえて対応するとか、あるいは生活に影響が及ばないように対応するとかありますが、例えば、一部の事業においては各自治体において判断していただくというような事業も幾つかございます。で、そういったものについて、その町がどういうふう判断していくかというところがあります。例えば、保育料の第2階層の部分については無料とすることは可能と書いてあります。可能と書いてあり、無料とすることは書いてないですね。それから、後は決まってない部分も多い、児童保護費とかについては対応を検討するとか、取り扱いができるようにもするとか、そういう言葉が並んでおります。で、中で、国民年金の免除、保険料の免除については、法定免除から申請免除に切りかわる場合は、手続漏れを発生しないよう周知を徹底しますとか書いてありますが、先ほどお尋ねしました例えば就学援助制度についても、例えば生活保護基準がもとになっているわけですから、例えばこういうのが今回はその切り下げがまず行われるわけですが、これについて、就学援助については、準要保護者については国の取り組む説明の上、各自治体において判断していただくように依頼しておりますというふうに書いております。そうすると、じ

や、自治体がこれをどう判断するかという話になりますが、その点についてのお考えというのは何か今のところありますでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦学校教育課長。

○学校教育課長（大浦 克司） それでは、平山議員さんの御質問に回答させていただきたいと思  
います。

先ほど教育長の答弁のほうにもありましたとおり、就学援助というものは要保護と準要保護、  
要保護といいますのは生活保護の受給者でございまして、準要保護といいますのは生活保護は受  
けてないけどそれに準じる世帯、こちらの方に要保護につきましては、学校としては修学旅行費  
を援助しております。で、準要保護につきましてはさきの答弁にもありましたように、学用品等  
そして修学旅行費等を幾つか援助をしているわけですが、やはり準要保護につきましては  
基準となっているものは生活保護費でございます。ですから、この生活保護費の基準が下げられ  
たことによって、どのように影響が出るのかっていうのが、まだうちのほうではまだ考えてませ  
んし、これから検討課題だろうと思っております。いずれにしろ、これをそのまま使うにしまし  
ても、来年度からの影響が出ると思しますので、今年度はそれにつきまして検討研究をさせてい  
ただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 先ほど御答弁いただいた中で、いろいろ自治体によって、この就学  
援助の利用率といいますか、それも大きく違うと。久留米は22%越えと、で、筑前、うきは等  
が9%台で、大木が21年、ちょっと前のデータですがやはり9.47と、その自治体によって  
いろいろ文化とか風土だとか所得の違いはあろうかと思いますが、近隣自治体と比べても、やっ  
ぱ7.2というのはいささか低いかないかという気がいたすわけなんですね。そこで、その数字が  
いささか低いんじゃないかという部分についてどうお考えでおられるのかっていうことと、もう  
一つはその周知の方法について、今は、例えば申請書を学年の最初にお配りするとか、例えば経  
済的に苦しそうな状況を見れば声をかけるとか、その辺のその実際の運用についてちょっとお尋  
ねしたいんですが。

○議長（長野 正明） 大浦学校教育課長。

○学校教育課長（大浦 克司） それでは平山議員さんの御質問に回答させていただきます。

確かに、先ほど教育長の答弁の中で、大刀洗町は7.2%、いわゆる14人に1人の申請率で  
ございます。この数字が近隣に比べて少ない、低いとはいったものの、学校に聞きましたところ、  
それがそれ以外の方に未納があるとかそういうことの報告は受けておりませんので、そしてまた  
平成22年でしたか、ありました事業仕分けがございました。そこでもこの就学援助が出された

わけですが、そんな中で最終的な回答としては、このうちのほうの基準については、特段このままでよろしかろうというふうな御意見もいただいたところで、そこからずっとその基準でやってきたところでございます。

それから、保護者への周知でございます。町のほうでは、まず広報誌に掲載いたします。町民の皆さんに目が届いていると思いますけれども、ことしの場合でいきますと4月に載せております。そしてあと各学校はそれに基づきまして、それぞれ学校のやり方は違うんですけども、保護者のほうに周知するような手続をとられてあります。それで申請の流れは、また、学校のほうでもそういったクラスの中に援助を必要とするような児童生徒がある場合には、担任の先生であったり学校のほうからそういった申請をするようにというような指導もいただいているように聞いております。それで、申請書が保護者から学校に来ます。出てきます。その申請書に学校長の意見をつけて、教育委員会のほうに提出していただきます。それに基づきまして、我々のほうでは所得等を調査いたします。その調査に基づきまして、基準に基づいて一応出すわけですが、最終的には定例教育委員会の中で御承認をいただいているという手順になっております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） ちょっと近隣のいろいろ制度とか調査、ちょっと調べさせてもらったところ、その就学援助に関しては、かなりその周知の方法とか、援助額とか、その基準額も違うんですが、かなりそのこれは法律で定められているとはいえ、申請主義であるがゆえに、きちんと気合い入れて全部、全員補足しようというところと、そこまでもないという自治体が、結構その辺の温度差があるんじゃないかと。それから、これはインターネットを見ておりましたが、きちんとその趣旨やその対象者、金額等をわかりやすいところに載せている部分と、それからもうその他みたいところで書いてある自治体でございます。残念ながら大刀洗は後者じゃないかというふうに思っておるんですが。ですから、きちっと子供たちが学校で学んでいただくと、学業に専念、学業なりその学校生活に専念していただくというためには、やはりその家庭の経済事情による格差が、やはりこれをやっぱりどうにかしていかなくてはいけないというのが、やっぱり私どもも一番そこは思っている部分で、まずそのいわゆる学力というものと、経済的なものの補填の相関図を見ておりますと、やっぱりほぼ比例しているというふうになります。ですから、いわゆる教育長が日ごろからおっしゃっている学力の向上というところをやっぱり実践していくためには、そこら辺の経済的に十分じゃないところの底上げというか支援が、同様に、これは今後やっぱり力を入れていく必要があると思います。

先ほどの答弁では、今後その生活保護基準、基準額が下がった場合に研究課題となっていきますが、そういう学力の点からも、この就学援助とそれから経済的に豊かでないところへの手当と

というのが、非常に最重点課題と思いますがいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦学校教育課長。

○学校教育課長（大浦 克司） それでは、平山議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

まず、経済的な理由において教育が受けられないとかそういったことはなっってはいけないものだというふうに、まず前提がございます。そんな中で、当町においてその就学援助と学力の関係については、ちょっと把握はしておりません。特に所得が低いところが学力低下につながっているとかそういったことは、一概には考えにくいのではないだろうかと思います。特に学校では一番大事なのは、やっぱり学校での学習指導でございますし、あと、家庭での生活習慣、学習習慣、こういったものが特に学力向上のほうにつながっていくという要因のほうも考えられるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 大刀洗がどうなっているかということではなくて、全国的なものでそういうものを見通した場合に、やはりそこに関連があることは間違いないだろうということで、やっぱりいろんなデータから出ておりますので、ですし、そこら辺のところの手当をきちっとやっていくと、そこが今回の改約によって下がっていかないような十分な検討をお願いしたいと思っております。

それから、さっき検討中と、今後検討したいとおっしゃっていたクラブ活動費等の参入についても、近隣はされてるわけですね、旧筑紫郡の辺は。きちんとホームページに載ってます。だからそういったものを、近隣やってるわけですから、そういったものをぜひ反映させていただきたいと思っております。

それから、5つ目でございます。これは、先ほど町長も必要性は感じておるけどもという話がありました。で、何度もそのお話をさせていただいているかと思いますが、やはりここは課が、うちはできれば税金をいただきたいとか、こっちはそういう消費関係をやってるとか、なかなかその担当課でいろんな生活相談のことは、そういう制度はあるんでしょうけれども、全体的にこれを見通すというのが、一番それが今行政に問われている問題だとは思いますが、なかなかこれが実現できてないんじゃないかと思っております。

そして一つは、今までは所得を、今までの質問は所得を上げていくとか、所得を下げてはどうかという話だったんですが、もう一つは、今度は支出の問題なんです。出ていくか出ていかないかという話なんです。例えば、所得を、仕事をふやしたり、所得をふやすというのも大事なんですが、逆に不要な支出を整理する、あるいは不要な支出を減らしていくということによってその方の経済状況もよくなるし、税収もふえていくという、そちらのその出口のほうのちょっと



手当が私は必要じゃないかと思っているんです。例えば、普通、生活は苦しいということで聞いてみますと、ちょっと住宅ローンの金利が高過ぎるから、これは金利についてはもう一回検討ができるんじゃないかとか、あるいは一番あるのが借り入れ、普通一般的な借金の利率が高過ぎだとか、極端な話では払い過ぎがあつて、実は借金どころか何百万も返ってくるというようなケースがございました。こういう場合については、積極的に法律家と結びつけてその返還を求めていくということが、その本人にとっても町にとっても大きな効果があるんじゃないかと思います。それで、とりわけ今、法律家さんの業界が大変過当競争でございますので、依頼を積極的に受け入れる土壌がございますので、それで行政とも連携してやっていこうという気風が今、法律業界にございますので、これが今、お互い町にとっても住民にとっても、それからそういった法律業界にとっても、大変これは3者連携してできていく取り組みじゃないかと思います。で、ある町では、行政が直接その貸金業者に返還を求めた事例もございます。まして、過払いというのは返済後10年が時効でございますので、5年前でしたか、この出資法が下がりましたので、今後5年間のこの過払いの請求が実を結ぶかどうかは住民利益を大きく左右するんじゃないかと思えます。で、県内の自治体でも、例えばフィナンシャルアドバイザーにそういった生活債権を委託しているというような自治体もございます。で、私はこういうのは民間に任せずに、それこそ自治体が熟達してやっていくべき業務と思いますが、例えばそのグリーンコープにも委託、グリーンコープが県が受けている事業というのがありますが、実際には町からそういうグリーンコープの生活債権事業というのはないですが、実績というのはどうですかね。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） 町といたしましては、その数字については把握をいたしておりません。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） ですから、ある制度をきちんと結びつけて、課からそういう結びつけて行っていくということ。

もう一つは、先ほど社協という言葉がございました。確かに社協が福祉とか、そういう相談には大変総合的にはたけてございます。ですから、社協のそういったマンパワーをさらに町のほうから頼って、さらに総合的な支援ができるような事業なり委託なりということを考えるという手もあると思いますが、その辺いかがですか。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） ただいまの御質問にお答えいたします。

健康福祉課のほうといたしましても、生活困窮者等につきましては、社会福祉協議会の事業等と連携をとりまして、十分手が届くような施策、対策、また職員の対応をしていきたいと考えておりますので、今後とも十分そちらについては気をつけながら対策を行っていきたいと考えてお

ります。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 不要な支出をなくしていく、それから広い意味では、これはパチンコ依存とか、アルコール依存なんかもこういうのは実は本人の責任だけでは済まない問題になっているんです。非常に日本の社会的な問題だろうと思いますので、こうしたものが景気の底を抜けさせている部分も確かにあると思います。こうしたものの今まではなかなか気がつかないとかそういうところもありました。自己責任という部分もありましたけど、これはやっぱり社会全体がやっぱりどう対応していくかというのが、今から求められていくのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、学童保育でございます。いろいろお話はございます。例えば、今度教育委員会のほうに行かれるということで、例えば、2部屋ある保育もございますが、1部屋のところもございます。それで、学年によってそのお越しになる時間が違いますので、遊ぶ児童と勉強する児童と2つあった場合に、それがやっぱり1部屋になるとどうしても勉強がしにくいと、せめて最低でも2部屋あると、勉強が落ち着いてできるということもございますが、そういった1部屋、せめて2部屋あればなというのが、まず基本的な要求としてちょっとあろうかと思いますが、その辺の今後の御対応とか何かございませんか。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、学童保育の基本的な役割と申しますか、これはあくまでも御家庭で子供が1人で留守番をしていないとかそういうのをなくするのが前提でありますので、まずはそちらのほうに十分配慮しながら事業を行っていきたいと思っております。

それと、学童保育所におきましては、やはりスペースはあるけども学童保育の人員が少ないとか、新しくできたけどもやはり希望者が多いとか、そういうところもありますので、そのようなスペースとか人員については、先ほど町長のほうからもありましたように、学童保育連絡協議会等と十分話し合いながら今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 最後です。じゃ、せっかく一緒になるわけですが、学校との連携、例えば災害対応なんかもございます。それから避難の徹底とかもありますし、学校とちょっとお話がしにくいという箇所もあるようでございますので、そういったものをお願いして質問を終わります。

○議長（長野 正明） それでは、これで平山議員の一般質問を終わります。

---

○議長（長野 正明） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

散会 午後0時43分

---